資料２

# 令和９年度　国の施策及び予算編成等に係る重点要望（案）

●　提案・要望項目（★印＝６月要望から追加した項目）

| | | |
|---|---|---|
| 内閣官房 P5 | １ | 竹島の領土権の早期確立 |
| | ２ | 地方創生・人口減少対策の推進 |
| | ３ | 経済連携協定・貿易協定への対応等 |
| | ４ | ＩＣＴを利用した医療機関と介護施設の連携の推進 |
| | ５ | 北朝鮮への対応 |
| | ６ | 原子力発電所に対する武力攻撃対策 |
| | ７ | 地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築 |
| 内閣府 P11 | １ | 竹島の領土権の早期確立 |
| | ２ | 地方創生・人口減少対策の推進 |
| | ３ | 原子力発電所の防災対策の強化等 |
| | ４ | 少子化対策・子育て支援の充実 |
| | ５ | 有人国境離島法に基づく施策の推進 |
| デジタル庁 P17 | １ | 地方創生・人口減少対策の推進 |
| | ２ | ＩＣＴを利用した医療機関と介護施設の連携の推進 |
| | ３ | 国民健康保険制度の安定運営 |
| 防災庁 P20 | １ | 防災対策の強化 |
| 総務省 P21 | １ | 地方行財政の充実強化 |
| | ２ | 地方創生・人口減少対策の推進 |
| | ３ | 離島・過疎地域への支援 |
| | ４ | 軽油に関する課税免除特例への対応 |
| | ５ | ＩＣＴを利用した医療機関と介護施設の連携の推進 |
| | ６ | 統計調査手法の見直し等 |
| | ７ | 合区制度の抜本的解消 |
| | ８ | 軽油引取税等の暫定税率や自動車税の環境性能割の廃止、消費税率の臨時的な引下げに伴う代替財源の確保等 |

| | | |
|---|---|---|
| 法　務　省<br>P29 | 1 | 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進 |
| | 2 | 育成就労制度の適正な運用 |
| | 3 | 地方空港活性化のためのＣＩＱ体制の整備・充実 |
| 外　務　省<br>P31 | 1 | 竹島の領土権の早期確立 |
| | 2 | 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等 |
| | 3 | 原子力発電所に対する武力攻撃対策 |
| 財　務　省<br>P34 | 1 | 地方行財政の充実強化 |
| | 2 | 軽油に関する課税免除特例への対応 |
| | 3 | 学校における教育体制の充実 |
| | 4 | 地方空港活性化のためのＣＩＱ体制の整備・充実 |
| | 5 | 原子力発電所に対する武力攻撃対策 |
| | 6 | 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進 |
| | 7 | 軽油引取税等の暫定税率や自動車税の環境性能割の廃止、消費税率の臨時的な引下げに伴う代替財源の確保等 |
| | 8 | 長期金利の急激な上昇の抑制に向けた財政・金融政策★ |
| 文部科学省<br>P39 | 1 | 学校教育における竹島の指導 |
| | 2 | 学習指導要領の見直し |
| | 3 | 学校における教育体制の充実 |
| | 4 | 高校無償化を契機とした高校教育改革の推進 |
| | 5 | 家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障 |
| | 6 | 子ども・子育て支援新制度における施策の充実 |
| | 7 | 大学によるへき地医療支援の促進 |
| | 8 | 「社会教育士」称号取得の促進 |
| | 9 | 国立三瓶青少年交流の家の国営存続 |
| | 10 | 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進 |
| | 11 | 国立大学授業料の現行水準の堅持 |
| | 12 | 国立大学法人島根大学の支援の充実と学部総定員の維持 |
| 厚生労働省<br>P48 | 1 | 医療対策の充実 |
| | 2 | 国民健康保険制度の安定運営 |
| | 3 | 介護保険制度の充実 |
| | 4 | 福祉サービス提供体制の充実 |
| | 5 | 雇用対策の推進 |
| | 6 | 地方空港活性化のためのＣＩＱ体制の整備・充実 |

| | | |
|---|---|---|
| 農林水産省<br>P59 | 1 | 持続可能な農業・農村の確立 |
| | | 意欲的な取組を促す支援の充実 |
| | | 米の需給及び価格の安定に向けた対策 |
| | | 共同利用施設の再編集約・合理化支援の充実 |
| | | 鳥獣被害防止対策の充実 |
| | | 農業・農村の維持発展に向けた支援 |
| | | 食肉処理施設の整備支援★ |
| | 2 | 持続可能な森林・林業・木材産業の確立 |
| | | 林業就業者の確保 |
| | | 地域経済発展のための林業・木材産業対策の強化 |
| | 3 | 持続可能な漁業・漁村の確立 |
| | | 沿岸自営漁業者の確保・育成 |
| | | 共同利用施設の再編集約・合理化の促進 |
| | | 水産多面的機能発揮対策の強化 |
| | | 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等 |
| | 4 | 農林水産業の経営安定と発展に向けた対応 |
| | 5 | 中山間地域等における「小さな拠点づくり」への支援 |
| | 6 | 地方空港活性化のためのＣＩＱ体制の整備・充実 |
| | 7 | 地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築 |
| 経済産業省<br>P66 | 1 | 原子力発電所の安全対策の強化等 |
| | 2 | 原子力発電所に対する武力攻撃対策 |
| | 3 | 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の交付対象地域の拡大★ |
| | 4 | 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進 |
| | 5 | 地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築 |
| | 6 | 工業用水道施設の耐震化などの強靭化に対する支援 |

| | | |
|---|---|---|
| 国土交通省<br>P70 | 1 | 地方の社会資本の整備推進 |
| | | 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進 |
| | | 山陰道や境港出雲道路（８の字ルート）をはじめとする地方の道路整備の推進 |
| | | 江の川下流治水事業の推進 |
| | | 斐伊川・神戸川治水事業の推進 |
| | | 近年の気候変動により激甚化・頻発化する自然災害に備えた治水対策及び土砂災害対策の推進 |
| | | 浜田港の機能強化 |
| | | 県内３空港の安全で安定的な運航の確保 |
| | | 上下水道の広域化・強靱化に対する財政支援 |
| | | 国民スポーツ大会等の開催に向けた都市公園施設の整備の推進 |
| | 2 | 地方交通への支援 |
| | | 羽田空港発着枠の地方航空路線への特別な配慮 |
| | | 地方航空路線の維持・拡充 |
| | | 離島航路の維持 |
| | | 地域公共交通の確保 |
| | | 高速鉄道網の整備促進 |
| | | ＪＲ地方路線の維持 |
| | 3 | 地域の実情に応じた支援策の推進 |
| | 4 | 離島振興法に基づく支援制度の拡充 |
| | 5 | 海上監視体制の充実強化 |
| | 6 | 災害に対する監視・観測体制の強化 |
| | 7 | 湖沼環境保全施策の推進 |
| | 8 | 地方の国際観光の振興 |
| | 9 | 地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築 |
| 環　境　省<br>P80 | 1 | 海岸漂着物対策の推進 |
| | 2 | 隠岐ユネスコ世界ジオパークへの支援 |
| | 3 | 「国立公園満喫プロジェクト」に選定された大山隠岐国立公園への支援 |
| | 4 | 湖沼環境保全施策の推進 |
| | 5 | 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進 |
| | 6 | 公共関与産業廃棄物最終処分場の整備 |
| | 7 | 原子力発電所の安全対策の強化等【原子力規制委員会】 |
| 防　衛　省<br>P84 | 1 | 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等 |
| | 2 | 自衛隊輸送機の安全運航及び基地周辺対策の充実強化 |
| | 3 | 原子力発電所に対する武力攻撃等に備えた県内における自衛隊配備体制の充実 |

＜凡例＞
「提案・要望事項」欄　　６月要望から追加した主な事項についてはアンダーラインで示し、削除した主な事項については取消線で示した。
「国予算等の状況」欄　　全国枠の金額（単位：億円）である。
［R7 補］ ＝ 令和７年度補正予算に計上
＊ ＝ 国の予算措置以外の進展　　＋ ＝ 他省庁での予算措置

# 内閣官房関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| **Ⅰ　竹島の領土権の早期確立〔総務部・教育委員会〕**<br>衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成２４年８月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成１８年６月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。<br>⑴　政府が主体となって、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地での啓発展示等の取組を拡大すること。<br>⑵　竹島に関する国の研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。<br>⑶　竹島の不法占拠を既成事実化しようとする韓国側の動きに対して毅然とした姿勢で対応し、国際社会へ我が国の立場を強く訴えること。また、韓国との外交交渉の進展が一向に見られない状況の打開に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め新たな展開を図ること。<br>⑷　国民世論の啓発のために、北方領土と同様に、「竹島の日」の閣議決定や政府主催による「竹島の日」式典の開催を早期に行うこと。<br>⑸　竹島問題や国境離島に関する国の啓発施設を隠岐の島町に設置すること。 | ・領土・主権内外発信推進経費<br><br>+政府の重要施策等に関する広報(国際)<br>+領土保全対策 | 4<br>［R7 補］1<br>31<br>9 | 6<br><br>137<br>9 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑹　近年、竹島関連資料が新たに発見されていることから、参考資料やそれを活用した事例を取りまとめたＷｅｂページの充実、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配付等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組を強めること。 | | | | |
| **Ⅱ　地方創生・人口減少対策の推進〔政策企画局・総務部・地域振興部〕**<br>**１　大都市と地方の格差是正**<br>人口減少を克服するためには、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業などの分散を進めることが必要であることから、大都市部、特に東京への一極集中を是正するための税制の見直しや賃金格差の是正のための価格転嫁対策など、大都市と地方の格差是正に向けた大胆で戦略的な政策を行うこと。<br>**２　地方創生に向けた地方行財政の充実強化**<br>⑴　地域未来交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。<br>また、交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行できるよう、引き続き、「地方創生推進費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。<br>⑵　「地方創生推進費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。<br>⑶　特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域や、他の地域に比して生活環境が不便である辺地においては、依然として様々な課題を抱えており、引き続き、地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債・辺地対策事業債の必要額の確保を図ること。 | +地域未来交付金<br><br>*地方財政計画<br>地方創生推進費<br>*地方債計画<br>過疎対策事業債<br>辺地対策事業債 | 1,600<br>［R7 補］1,000<br><br>10,000<br><br>6,100<br>600 | 2,000<br>（上記の内数）<br>＋事項要求<br><br>10,000<br><br>6,100<br>600 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **３　地域の実情に応じた支援策の推進**<br>⑴　「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。<br>　国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。<br>⑵　「デジタルインフラ整備計画２０３０」では、５Ｇ整備について、２０３０年度末までに「人口カバー率　全国・各都道府県９９％」とされているが、他県に比べ基盤整備が遅れていることに加え、地方の中においても都市部と周辺部の整備に格差が見られることから、確実に達成されるよう、基地局の整備について、通信事業者に対する技術的・財政的支援や共有化の促進などを図ること。<br>　また、４Ｇについては、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」で２０２３年度末までに「全ての居住地で４Ｇを利用可能な状態を実現」とされていたが、新たに不感地域と判定された地区があるなど、全ての居住地での解消が実現されていないことから、サービス未提供エリアについて整備が確実に進むよう通信事業者に対する働きかけを行うこと。<br>　あわせて、５Ｇを活用した地域社会の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を継続すること。 | +過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業<br>+農山漁村振興交付金<br>+デジタルインフラ整備推進事業<br>+地域社会DX推進パッケージ事業 | 4<br>70<br>［R7 補］29<br>30<br>［R7 補］31<br>1<br>［R7 補］129<br>（上記の内数） | 4<br>100<br>105<br>105<br>（上記の内数） | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑶　自治体情報システムの標準化に関する移行経費については、自治体に財政負担が生じないよう、デジタル基盤改革支援補助金による確実な支援を行うこと。<br>　また、標準準拠システムの運用経費等については、平成３０年度比で少なくとも３割の削減を目指すとされているが、移行後の運用経費が移行前より大幅に増加する見通しとなっていることから、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、目標達成に向けた取組を確実に実施するとともに、実際にかかった経費が自治体の負担増とならないよう、国の責任において確実に財政措置を講じること。 | +デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく、自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策に必要な経費<br>+自治体における情報システムの標準化に要する経費<br>*地方財政計画<br>地域デジタル社会推進費 | ―<br>[R7 補]366<br>3<br>[R7 補]559<br>1,500 | 475<br>756<br>1,500 | |
| **Ⅲ　経済連携協定・貿易協定への対応等〔政策企画局〕**<br>　ＣＰＴＰＰや日米貿易協定といった経済連携協定、貿易協定については、国の責任において、以下のとおり必要な対策を講じること。<br>⑴　正確な説明や情報発信に努め、各産業分野の関係者の不安や懸念を払拭することに万全を期すること。<br>⑵　地域の特性に応じた取組を着実に実施していくための予算を十分に確保すること。<br>⑶　国民生活、国内経済に悪影響を及ぼしかねない措置に対しては、その影響を最小限に食い止めること。 | +TPP等関連施策大綱実現に向けた施策 | 232<br>[R7 補]2,360 | 事項要求 | |
| **Ⅳ　ＩＣＴを利用した医療機関と介護施設の連携の推進〔健康福祉部〕**<br>　医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。ついては、ＩＣＴを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。 | +地域医療介護総合確保基金（医療分） | 647 | 647 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑴　医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。<br>⑵　全国医療情報プラットフォームの創設にあたっては、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムとの連携を十分に踏まえるとともに、医療機関や介護事業所の負担軽減が図られるものとなるよう十分に配慮すること。 | | | | |
| **Ⅴ　北朝鮮への対応〔防災部〕**<br>北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、操業する漁船などの船舶や航行中の航空機への被害など、不測の事態を発生させる恐れがあることから、引き続き北朝鮮の行動等を注視し、万全の対応を講じること。 | － | | | |
| **Ⅵ　原子力発電所に対する武力攻撃対策〔防災部〕**<br>１　令和４年３月にロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。<br>ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。<br>２　原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命じるなど、迅速に対応すること。<br>また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。 | － | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ３　万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すること。 | | | | |
| **Ⅶ　地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築〔農林水産部・商工労働部〕**<br>２０２４年４月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、首都圏など大都市圏から遠距離にある、島根県をはじめとした地方にあっては、物流能力が著しく低下するとともに、荷主である中小企業等にとって、輸送コストの増加や輸送日数の長期化による生鮮品の鮮度劣化等により、競争力が低下し、地域経済への影響が懸念される。<br>また、持続可能な物流を構築するため、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化、カーボンニュートラルの推進やモーダルシフトの推進なども重要である。<br>ついては、地方の中小企業等が取り残されることがないよう、鉄道輸送網や海上輸送網の強化も含め、地方における産業競争力の維持・向上に結びつく物流対策を実施すること。 | +強い農業づくり総合支援交付金<br>+持続可能な食品等流通総合対策事業<br>+次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた物流革新の集中改革の推進 | 120<br>4<br>[R7 補]20<br>26<br>[R7 補]71 | 138<br>24<br>209 | |

# 内閣府関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| **Ⅰ　竹島の領土権の早期確立〔総務部〕**<br>衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成２４年８月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成１８年６月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。<br>⑴　政府が主体となって、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地での啓発展示等の取組を拡大すること。<br>⑵　竹島に関する国の研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。<br>⑶　竹島の不法占拠を既成事実化しようとする韓国側の動きに対して毅然とした姿勢で対応し、国際社会へ我が国の立場を強く訴えること。また、韓国との外交交渉の進展が一向に見られない状況の打開に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め新たな展開を図ること。<br>⑷　国民世論の啓発のために、北方領土と同様に、「竹島の日」の閣議決定や政府主催による「竹島の日」式典の開催を早期に行うこと。<br>⑸　竹島問題や国境離島に関する国の啓発施設を隠岐の島町に設置すること。 | +領土･主権内外発信推進経費［再掲］ | 4<br>［R7 補］1 | 6 | |
| | ･政府の重要施策等に関する広報(国際)［再掲］ | 31 | 137 | |
| | +領土保全対策［再掲］ | 9 | 9 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅱ　地方創生・人口減少対策の推進〔政策企画局・総務部・地域振興部〕**<br>1　人口減少を克服するためには、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業などの分散を進めることが必要であることから、大都市部、特に東京への一極集中を是正するための税制の見直しや賃金格差の是正のための価格転嫁対策など、大都市と地方の格差是正に向けた大胆で戦略的な政策を行うこと。<br>2　地域未来交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。<br>　また、交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行できるよう、引き続き、「地方創生推進費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。<br>3　地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき設立された特定地域づくり事業協同組合について、その運営が円滑に進むよう、支援の拡充や制度の周知を図ること。 | ・地域未来交付金[再掲]<br><br>・特定地域づくり事業推進交付金 | 1,600<br>［R7 補］1,000<br><br>6<br>［R7 補］1 | 2,000<br>（上記の内数）<br>＋事項要求<br><br>11 | |
| **Ⅲ　原子力発電所の防災対策の強化等〔防災部・健康福祉部・警察本部〕**<br>**1　原子力防災対策**<br>⑴　原子力災害時の避難計画については、関係府省庁、立地・周辺自治体で構成する島根地域原子力防災協議会で島根地域全体の避難計画である緊急時対応が策定されているが、今後も原子力防災訓練等を通じた確認や、計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援等について、引き続き必要な支援・協力を行うこと。<br>　特に、避難行動要支援者の避難体制については、医療機関や社会福祉施設の入所者などが迅速かつ安全に避難できるよう国として必要な支援を行うこと。<br>⑵　複合災害時には、自然災害と原子力災害の対応を並行して進めることになるため、初動段階からの国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を強化すること。 | ・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金<br>・原子力災害対策事業費補助金 | 100<br>［R7 補］22<br>－<br>［R7 補］35 | 143<br>＋事項要求<br>事項要求 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑶　県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと。<br>　また、原子力災害対策事業費補助金等の支援制度を拡充し、立地・周辺自治体が万が一、行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材等の整備などについて、新たに補助対象に加えること。<br>⑷　自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費や原子力災害医療派遣チームの養成に係る人件費など必要な経費について財政措置を講じること。<br>**２　電源立地地域に対する財政措置**<br>　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法については、対象地域が原子力災害対策重点区域をその行政区域内に有する基礎的自治体まで拡大されたが、それに伴って必要となる予算を既存の予算に上乗せして確保すること。<br>　さらに、同法の支援対象としている事業の拡充や補助率の更なる嵩上げなど、支援の充実・強化を図ること。 | +放射線監視等交付金 | 56<br>［R7 補］30 | 122 | |
| **Ⅳ　少子化対策・子育て支援の充実**<br>**〔政策企画局・総務部・健康福祉部・教育委員会〕**<br>**１　こども・子育て政策の充実**<br>　少子化対策には、結婚や出産、子育てという人生の重要な選択をしてもらえる環境を整えることが重要であり、若い世代の所得を底上げする経済基盤の強化も含めた、長期的な取組が必要である。<br>　ついては、安定的な財源確保も含めて、国民の理解を得ながら、以下のとおり必要な対策を講じること。<br>⑴　子育て世代への支援策の拡充に向け、子ども医療費の本人負担の軽減などの基本的なサービスについては、国において統一的に制度設計し、自治体の財政力により地域間格差が生じることがないよう実施すること。 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑵　仕事と子育て等との両立支援のため、男性の育児休業の取得促進、時間単位の年次有給休暇やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の推進を図ること。 | | | | |
| **２　保育環境の充実**<br>人口減少・少子化が進展する地域においても、幼児期の教育や保育等の事業の「適切な量の確保」と「質の改善」が確実に実施できるよう、以下のとおり必要な対策を講じること。<br>⑴　令和７年度から措置された職員配置基準の改善を受けてもなお各保育所に配置基準以上の保育士等が配置されている実態を踏まえ、職員配置基準を更に改善すること。<br>　また、医療的ケア児やアレルギーのある子どもなどに対応する看護師、栄養士、調理員等の配置を充実するために必要な財政支援を行うこと。<br>⑵　保育士等の賃金について、全産業の労働者の平均賃金との差の解消に向けて、施設型給付費（公定価格）を更に増額するとともに、賃金改善にあたっては、加算ではなく基本分単価に組み込むなど抜本的な見直しを行うこと。また、社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成については、社会福祉法人が保育人材の確保や定着を図る上で必要な支援であることから、継続すること。<br>⑶　主任保育士専任加算については、延長保育事業、一時預かり事業等のうち２つ以上を実施することが要件となっているが、１つでも実施すれば加算されるよう、要件を緩和すること。<br>⑷　出生数の減少による保育所の利用児童数の減少が進んでいるが、保育所等は地域に欠くことのできない機能であることから、保育の質を維持しながら、安定的な施設運営を継続できるよう必要な財政支援を行うこと。<br>⑸　処遇改善や保育料軽減、幼児教育・保育の無償化、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など制度充実に伴い、制度運用が複雑化し、保育所や市町村、県の事務負担が増大しているため、市町村等の意見を聞き、制度の簡素化や、保育現場の実態に合う内容に見直すなど改善を図ること。 | ・保育関係事業 | 25,747<br>［R7 補］1,395 | 27,221 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑹　保育士不足の中、保育人材を継続的に確保できるよう、修学資金等の貸付原資を確実に交付すること。<br>⑺　保育の質の向上を図るため、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備が確実に進むよう、必要な予算の確保を図ること。<br>　また、保育対策総合支援事業について、現在の補助基準額や補助要件では、子どもの安全を確保するために必要な修繕等を十分に実施できないなどの課題があるため、保育現場の実態に即した内容に見直すなど改善を図ること。<br>⑻　子育て世帯の経済的負担を軽減するため、０歳から２歳までの全ての子どもの保育料を無償化し、幼児教育・保育の完全無償化を実現するとともに、給食費の無償化も早期に実現するよう検討すること。<br>⑼　認定こども園に配置される保育教諭養成のため、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を集中的・効率的に取得できるよう、制度を改善すること。<br>**３　放課後児童クラブの充実**<br>　子どもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育ての両立に向けた子育て環境整備を更に進めるため、以下のとおり放課後児童クラブの支援の拡充を図ること。<br>⑴　子ども・子育て支援施設整備交付金の補助基準額の増額、社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡大、改修や修繕にも対応できるよう整備区分の拡充を図ること。<br>⑵　地域の保護者の就業状況などに応じて柔軟に開所日が設定できるよう、放課後児童健全育成事業の年間開所日数要件（250日以上）の緩和を図ること。<br>⑶　運営費については、実績に基づく精算ではなく、運営改善によって生じた余剰金を将来の運営体制の充実に活用できるようにすること。<br>⑷　保育所等が放課後児童クラブの運営に参入することを促進するための支援を拡充すること。 | ・放課後児童クラブの受け皿整備の推進等 | 2,694<br>（上記の内数）<br>［R7 補］36<br>（上記の内数） | 3,190<br>（上記の内数） | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **４　女性活躍の推進**<br>　地域の実情に応じた女性の活躍を推進するため、地域女性活躍推進交付金について、地域の実情にあった取組が効果的かつ継続的に実施できるよう、交付要件を緩和し、十分な予算を確保すること。<br>**５　児童養護施設入所児童等への支援の充実**<br>　就職・進学に役立つ資格の取得や講習等の受講をするために支弁される資格取得費について、将来の就職に有用な自動車運転免許などが児童の経済的負担なしで取得できるよう、上限額の増額を図ること。<br>　また、複数の有用な資格を取得するため、高校在学中に１回限りとする制限を緩和し、運用の弾力化を図ること。 | ・地域女性活躍推進交付金<br><br>・児童入所施設措置費等国庫負担金 | 3<br>［R7 補］10<br><br>1,672<br>［R7 補］178 | 13<br><br>1,746<br>＋事項要求 | |
| **Ⅴ　有人国境離島法に基づく施策の推進〔地域振興部〕**<br>　隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関の設置、社会基盤の整備などの施策を講じること。<br>　あわせて、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。<br>　特に、航路・航空路運賃の低廉化の対象者の拡充や、物資等の輸送コストの低廉化支援の対象の拡充を行うとともに、昨今の物価高騰や運賃値上げ等により自治体の財政負担が著しく増大していることから、交付金の交付率の嵩上げや地方負担額に対する特別交付税措置率の引上げなどの措置を講じること。<br>　~~また、有人国境離島地域の保全と特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持を図るため、必要な施策を推進するとともに、令和８年度末に期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」を延長・拡充すること。~~ | ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金<br>+離島活性化交付金<br><br>+離島広域活性化事業（社会資本整備総合交付金） | 55<br>［R7 補］7<br>10<br>［R7 補］2<br>4,597<br>（上記の内数） | 85<br><br>15<br><br>6,811<br>（上記の内数） | |

# デジタル庁関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| **Ⅰ　地方創生・人口減少対策の推進〔政策企画局・地域振興部〕** | | | | |
| **１　地域の実情に応じた支援策の推進** | | | | |
| ⑴　地域未来交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。 | +地域未来交付金[再掲] | 1,600<br>[R7 補]1,000 | 2,000<br>（上記の内数）<br>＋事項要求 | |
| ⑵　「デジタルインフラ整備計画２０３０」では、５Ｇ整備について、２０３０年度末までに「人口カバー率　全国・各都道府県９９％」とされているが、他県に比べ基盤整備が遅れていることに加え、地方の中においても都市部と周辺部の整備に格差が見られることから、確実に達成されるよう、基地局の整備について、通信事業者に対する技術的・財政的支援や共有化の促進などを図ること。<br>　また、４Ｇについては、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」で２０２３年度末までに「全ての居住地で４Ｇを利用可能な状態を実現」とされていたが、新たに不感地域と判定された地区があるなど、全ての居住地での解消が実現されていないことから、サービス未提供エリアについて整備が確実に進むよう通信事業者に対する働きかけを行うこと。<br>　あわせて、５Ｇを活用した地域社会の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を継続すること。 | +デジタルインフラ整備推進事業[再掲]<br>+地域社会DX推進パッケージ事業[再掲] | 30<br>[R7 補]31<br>1<br>[R7 補]129<br>（上記の内数） | 105<br>105<br>（上記の内数） | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑶　自治体情報システムの標準化に関する移行経費については、自治体に財政負担が生じないよう、デジタル基盤改革支援補助金による確実な支援を行うこと。<br>　また、標準準拠システムの運用経費等については、平成３０年度比で少なくとも３割の削減を目指すとされているが、移行後の運用経費が移行前より大幅に増加する見通しとなっていることから、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、目標達成に向けた取組を確実に実施するとともに、実際にかかった経費が自治体の負担増とならないよう、国の責任において確実に財政措置を講じること。 | ・デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく、自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策に必要な経費［再掲］<br>+自治体における情報システムの標準化に要する経費［再掲］<br>*地方財政計画<br>地域デジタル社会推進費［再掲］ | －<br>［R7 補］366<br>3<br>［R7 補］559<br>1,500 | 475<br>756<br>1,500 | |
| **Ⅱ　ＩＣＴを利用した医療機関と介護施設の連携の推進〔健康福祉部〕**<br>医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。ついては、ＩＣＴを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。<br>⑴　医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。<br>⑵　全国医療情報プラットフォームの創設にあたっては、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムとの連携を十分に踏まえるとともに、医療機関や介護事業所の負担軽減が図られるものとなるよう十分に配慮すること。 | +地域医療介護総合確保基金（医療分）［再掲］ | 647 | 647 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅲ　国民健康保険制度の安定運営〔健康福祉部〕**<br>**１　マイナンバーカードの保険証利用に対する措置等**<br>⑴　マイナンバーカードの健康保険証利用については、引き続き、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。<br>　また、何らかの事情でマイナンバーカードを持たない者や、受診の際に支援を必要とする者が、引き続き必要な医療を受けられるよう、丁寧な説明と必要な措置を講じること。<br>⑵　オンライン資格確認等システムの運営にあたり、保険者に新たな負担が生じないよう、適切な地方財政措置を講じること。 | +マイナ保険証の利用促進に向けた支援等 | ［R7 補］224 | 281 | |

# 防災庁関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| Ⅰ　防災対策の強化〔総務部・防災部・健康福祉部〕<br>１　近年、相次ぐ大規模災害から被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援法の適用条件の緩和や法制度が適用されない被害に対する県独自支援への財政支援措置など、更に改善を進めること。<br>　また、短期間に複数回被災した世帯の負担を軽減するため、支援額を加算するなど、支援の拡充を行うこと。<br>２　火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。<br>３　能登半島地震の検証を踏まえ、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、自治体が行う受入体制の整備に対する支援を充実・強化すること。<br>４　国を通じて被災都道府県から要請されたＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）やＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）等の派遣については、求償の対象が応急的医療に限られているが、災害対策本部での活動や病院支援などの関連業務も、その実施に不可欠であるため、災害救助法に基づく求償の対象とすること。 | ・災害復旧・復興<br>・防災力強化総合交付金<br>・地域未来交付金[再掲]<br><br>+大規模地震災害・火山災害に備えた監視体制の確保<br><br>・災害救助法等に基づく各種補助 | 42<br>35<br>[R7 補]1,000<br>（上記の内数）<br><br>－<br>[R7 補]90<br><br>37 | 45<br>140<br><br><br><br>53<br><br>37 | |

# 総務省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| Ⅰ　地方行財政の充実強化<br>〔総務部・地域振興部・農林水産部・土木部・教育委員会〕<br>１　地方財源の確保<br>⑴　令和９年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額を増額確保し、充実すること。<br>　また、臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引上げにより、必要な地方交付税の総額を確保すること。<br>⑵　地方交付税の配分については、令和２年度に創設された「地域社会再生事業費」を継続するなど、財政力の弱い団体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう十分に配慮した方法とすること。<br>⑶　臨時財政対策債については、引き続き発行総額を抑制するとともに、財政力の弱い団体へ配慮した算定方法とすること。<br>⑷　国が推進する賃金の引上げや物価高騰に伴い、業務委託料や指定管理料などの行政経費については今後も増加が見込まれることから、必要な財政措置を講じること。<br>　また、指定管理施設や県立高校などの公の施設における光熱費等の増加分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で対応しており、物価高騰に対応するための交付金の配分が行われない場合には財源が不足することから、別途、必要な財政措置を講じること。<br>⑸　いわゆる教育無償化など、国の施策により地方に財政負担が生じるものについては、国の責任において確実に財源を確保し、必要な財政措置を講じること。 | *地方財政計画<br>地方交付税<br><br>地方一般財源（交付団体ベース）<br>地域未来基金費<br>臨時財政対策債償還基金費 | 201,848<br><br>675,078<br>4,000<br>8,376 | 210,624<br>＋事項要求<br>691,000<br>－<br>－ | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑹　市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。<br>⑺　教員の働き方改革を推進するため、公立学校において教員が担う必要のない業務等を外部へ委託するための経費に対する地方交付税措置を拡充すること。<br>⑻　令和８年度末で失効する「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」については、国土の保全と農林業の推進を図るために延長すること。<br>⑼　国の予算編成の転換により補正予算依存から脱却して当初予算に計上される事業については、これまで補正予算に伴う地方負担について、補正予算債の発行など一定程度、地方負担を軽減する措置が取られていることを踏まえ、地方負担額が増えないよう必要な地方財政措置を講じること。 | | | | |
| **Ⅱ　地方創生・人口減少対策の推進〔政策企画局・総務部・地域振興部〕**<br>**１　大都市と地方の格差是正**<br>人口減少を克服するためには、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業などの分散を進めることが必要であることから、大都市部、特に東京への一極集中を是正するための税制の見直しや賃金格差の是正のための価格転嫁対策など、大都市と地方の格差是正に向けた大胆で戦略的な政策を行うこと。<br>**２　地方創生に向けた地方行財政の充実強化**<br>⑴　地域未来交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。<br>また、交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行できるよう、引き続き、「地方創生推進費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。<br>⑵　「地方創生推進費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。 | +地域未来交付金［再掲］<br><br>*地方財政計画<br>地方創生推進費[再掲] | 1,600<br>[R7 補]1,000<br><br>10,000 | 2,000<br>（上記の内数）<br>＋事項要求<br><br>10,000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **3　地域の実情に応じた支援策の推進** | | | | |
| ⑴　「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。<br>　国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。 | ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業[再掲]<br>+農山漁村振興交付金[再掲] | 4<br>70<br>[R7 補]29 | 4<br>100 | |
| ⑵　鉄道、バス、離島航路など、地域住民の日常生活を支える地域公共交通を確保するための支援を拡充強化すること。<br>　県内のバス路線では、乗務員不足を理由とした路線の廃止や減便が生じていることから、国の補助制度について政策的な単価の引上げなど交通事業者による人材確保や処遇改善につながる見直しを行うとともに、公共交通の担い手確保に対する支援を継続・充実すること。 | +地域公共交通確保維持改善事業 | 206<br>（上記の内数）<br>[R7 補]352<br>（上記の内数） | 765<br>（上記の内数） | |
| ⑶　地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき設立された特定地域づくり事業協同組合について、その運営が円滑に進むよう、支援の拡充や制度の周知を図ること。 | ・特定地域づくり事業推進交付金[再掲] | 6<br>[R7 補]1 | 11 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑷　「デジタルインフラ整備計画２０３０」では、５Ｇ整備について、２０３０年度末までに「人口カバー率　全国・各都道府県９９％」とされているが、他県に比べ基盤整備が遅れていることに加え、地方の中においても都市部と周辺部の整備に格差が見られることから、確実に達成されるよう、基地局の整備について、通信事業者に対する技術的・財政的支援や共有化の促進などを図ること。<br>　また、４Ｇについては、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」で２０２３年度末までに「全ての居住地で４Ｇを利用可能な状態を実現」とされていたが、新たに不感地域と判定された地区があるなど、全ての居住地での解消が実現されていないことから、サービス未提供エリアについて整備が確実に進むよう通信事業者に対する働きかけを行うこと。<br>　あわせて、５Ｇを活用した地域社会の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を継続すること。 | ・デジタルインフラ整備推進事業[再掲]<br>・地域社会DX推進パッケージ事業[再掲] | 30<br>[R7 補]31<br>1<br>[R7 補]129<br>(上記の内数) | 105<br><br>105<br>(上記の内数) | |
| ⑸　自治体情報システムの標準化に関する移行経費については、自治体に財政負担が生じないよう、デジタル基盤改革支援補助金による確実な支援を行うこと。<br>　また、標準準拠システムの運用経費等については、平成３０年度比で少なくとも３割の削減を目指すとされているが、移行後の運用経費が移行前より大幅に増加する見通しとなっていることから、「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、目標達成に向けた取組を確実に実施するとともに、実際にかかった経費が自治体の負担増とならないよう、国の責任において確実に財政措置を講じること。 | +デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づく、自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策に必要な経費[再掲]<br>・自治体における情報システムの標準化に要する経費[再掲]<br>*地方財政計画<br>地域デジタル社会推進費[再掲] | ―<br>[R7 補]366<br>3<br>[R7 補]559<br><br>1,500 | 475<br><br>756<br><br>1,500 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **４　Ｕターン・Ｉターンの推進に向けた支援の拡充**<br>⑴　地方への移住を進める上で重要な受入側の県・市町村が、相談から移住後のフォローアップまで責任を持って対応できるよう、より柔軟で安定的かつ継続的な財政支援を行うこと。<br>⑵　子育て支援や子どもの健やかな成長に資するほか、地域の絆を強める効用等が期待できる「多世代同居・近居」を促進するため、地方独自の取組に対して支援を行うこと。 | | | | |
| **Ⅲ　離島・過疎地域への支援〔地域振興部・健康福祉部〕**<br>**１　有人国境離島法に基づく施策の推進**<br>隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。<br>特に、航路・航空路運賃の低廉化の対象者の拡充や、物資等の輸送コストの低廉化支援の対象の拡充を行うとともに、昨今の物価高騰や運賃値上げ等により自治体の財政負担が著しく増大していることから、交付金の交付率の嵩上げや地方負担額に対する特別交付税措置率の引上げなどの措置を講じること。<br>~~また、有人国境離島地域の保全と特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持を図るため、必要な施策を推進するとともに、令和８年度末に期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」を延長・拡充すること。~~<br>**２　過疎対策事業債・辺地対策事業債の必要額の確保**<br>特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域や、他の地域に比して生活環境が不便である辺地においては、依然として様々な課題を抱えており、引き続き、地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債・辺地対策事業債の必要額の確保を図ること。 | +特定有人国境離島地域社会維持推進交付金[再掲]<br>+離島活性化交付金[再掲]<br>+離島広域活性化事業(社会資本整備総合交付金)[再掲]<br>*地方債計画<br>過疎対策事業債[再掲]<br>辺地対策事業債[再掲] | 55<br>[R7 補]7<br>10<br>[R7 補]2<br>4,597<br>(上記の内数)<br>6,100<br>600 | 85<br>15<br>6,811<br>(上記の内数)<br>6,100<br>600 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **３　過疎地における公立・公的病院に対する財政支援の充実**<br>医療資源が限られる中山間地域や離島では、公立・公的病院が拠点病院として、入院医療のほか、巡回診療や診療所への医師の派遣を行うなど、地域の診療支援に大きな役割を果たしていることから、経営悪化を理由に診療体制の縮小や閉鎖をし、地域の医療提供体制に深刻な影響をもたらすことがないよう、必要な補助金や地方財政措置など財源措置の充実を図ること。 | | | | |
| **Ⅳ　軽油に関する課税免除特例への対応〔政策企画局〕**<br>軽油に関する課税免除の特例については、農林水産業などの地域産業や、中小事業者、離島などの住民生活の実情に配慮した扱いとすること。 | － | | | |
| **Ⅴ　ＩＣＴを利用した医療機関と介護施設の連携の推進〔健康福祉部〕**<br>医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。ついては、ＩＣＴを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。<br>⑴　医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。<br>⑵　全国医療情報プラットフォームの創設にあたっては、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムとの連携を十分に踏まえるとともに、医療機関や介護事業所の負担軽減が図られるものとなるよう十分に配慮すること。 | +地域医療介護総合確保基金（医療分）[再掲] | 647 | 647 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅵ　統計調査手法の見直し等〔政策企画局〕**<br>　統計調査員の確保が困難な現状を踏まえ、調査票を郵送配布する対象地域の拡大等により調査員数を削減すること。あわせて、行政記録情報等の利活用により統計を作成する仕組み（レジスター方式）やマイナンバー等のデジタル技術を取り入れた新たな統計調査手法の導入を検討するなど統計調査手法の見直しを行うこと。<br>　また、調査への協力を得られない世帯が増えている現状を踏まえ、調査の必要性・重要性への理解を促し協力を呼びかけるため、広報を強化すること。<br>　なお、令和１２年国勢調査と島根県開催の国民スポーツ大会等の実施期間が重なり、県内の行政職員が調査員となることが困難であるため、国勢調査が国民スポーツ大会等の実施期間と重なる場合には、県全域を郵送配布の対象とするなど、調査員の人数の削減を行うとともに、市町村の事務負担を軽減するための配慮を行うこと。 | － | | | |
| **Ⅶ　合区制度の抜本的解消〔政策企画局〕**<br>　参議院選挙において導入された合区制度については、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において地方の実情を届けるため、合区の固定化や対象地域が拡大することがないよう、抜本的に解消すること。 | － | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅷ　軽油引取税等の暫定税率や自動車税の環境性能割の廃止、消費税率の臨時的な引下げに伴う代替財源の確保等〔総務部〕**<br>軽油引取税等の暫定税率や自動車税の環境性能割の廃止に伴い、令和８年度の地方財政対策においては、地方特例交付金が措置されたところであるが、令和９年度以降の地方の減収に伴う代替財源について、国の責任において、安定財源を確実に確保すること。<br>令和９年度から、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げを実施する場合においては、地方の減収について代替の財源を措置するなど、確実に補填すること。<br>また、同時に、所得に連動したきめ細かな給付（「就業者負担軽減支援金」）を実施する場合においても、地方財政措置を講じるなど地方負担額に対応する財源を確実に措置すること。 | *地方財政計画<br>地方特例交付金等<br>軽油引取税減収補塡特例交付金<br>地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金 | <br>8,156<br>4,297<br>296 | <br>8,653<br>（上記の内数）<br>（上記の内数） | |

# 法務省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| **Ⅰ　外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進〔環境生活部・教育委員会〕**<br>県内企業の人手不足などを背景として、外国人住民の受入れや定住化が進んでおり、外国人住民を地域における生活者として受け入れる自治体においては、社会保障、教育、防災など様々な面で支援策を講じる必要があり、その負担が増大することが懸念される。国は「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を取りまとめ、政府一丸となって包括的に推進していくこととされているが、地域での外国人住民の受入れにあたり、言葉の障壁の解消や、日常生活のサポートやそれらを担う人材の育成・確保など、地方の実情を踏まえた対応策が必要となっている。このため、国は自治体等の意見を踏まえた制度の拡充や運用の見直しに取り組むとともに、必要な財政措置を講じ、次の事項を早急に実施すること。<br>⑴　外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、全ての外国人住民に対し日常生活に必要なレベルの日本語を習得できる仕組みを公的に整備すること。<br>⑵　各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。<br>また、災害等の緊急時には、迅速に外国人へ情報伝達できる仕組みを構築すること。<br>⑶　自治体が多文化共生社会の推進のために実施する取組に対し、必要な財政措置を行うこと。<br>特に、秩序ある共生社会推進交付金については、各自治体の必要額に不足が生じないよう実情に応じて予算を十分に確保すること。 | ・秩序ある共生社会推進交付金 | 10 | 20 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑷　急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増している。日本語指導を行う教員の定数措置基準を引き下げるとともに、外国人家族の定住促進を図る市町村に対して少なくとも１人の加配措置を行う等、教員配置の充実を図ること。<br>　また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。 | +帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 | 14 | 30 | |
| **Ⅱ　育成就労制度の適正な運用〔商工労働部〕**<br>　技能実習制度から育成就労制度への移行について、「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」の施行前に、国の責任において企業に対する十分な説明を行うとともに、技能実習制度と比較して短期間で外国人材の転籍が可能になることに伴う地方の企業への影響などの把握に努め、大都市における転籍者の受入れ人数制限の強化や受入れ人数制限を強化する地域の拡大など、必要な対策を講じること。 | ・外国人材の受入れの促進等 | 489<br>［R7 補］195 | 807 | |
| **Ⅲ　地方空港活性化のためのＣＩＱ体制の整備・充実〔地域振興部〕**<br>　訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。 | ・出入国管理体制の強化等 | 221<br>（上記の内数）<br>［R7 補］107<br>（上記の内数） | 543<br>（上記の内数） | |

# 外務省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| Ⅰ　竹島の領土権の早期確立〔総務部〕<br>衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成２４年８月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成１８年６月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。<br>⑴　政府が主体となって、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地での啓発展示等の取組を拡大すること。<br>⑵　竹島に関する国の研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。<br>⑶　竹島の不法占拠を既成事実化しようとする韓国側の動きに対して毅然とした姿勢で対応し、国際社会へ我が国の立場を強く訴えること。また、韓国との外交交渉の進展が一向に見られない状況の打開に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め新たな展開を図ること。<br>⑷　国民世論の啓発のために、北方領土と同様に、「竹島の日」の閣議決定や政府主催による「竹島の日」式典の開催を早期に行うこと。<br>⑸　竹島問題や国境離島に関する国の啓発施設を隠岐の島町に設置すること。 | +領土・主権内外発信推進経費［再掲］ | 4<br>［R7 補］1 | 6 | |
| | +政府の重要施策等に関する広報(国際)［再掲］ | 31 | 137 | |
| | ・領土保全対策［再掲］ | 9 | 9 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅱ　地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等〔防災部〕**<br>**１　関係機関への中止の要請等**<br>住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。<br>**２　国による実態把握**<br>⑴　飛行訓練に伴う住民からの苦情が多い地域に騒音測定器を設置するなど、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。<br>⑵　実態把握のため、関係自治体がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。<br>**３　住民負担の軽減等**<br>⑴　現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、調査によって得られた客観的なデータ、住民からの苦情や関係自治体からの要請などを米国側に具体的に伝え、訓練内容について改善を求めること。<br>⑵　改善を求めた事項に対する米国側の対応などについて、政府の認識とともに、住民や関係自治体に対して説明すること。<br>⑶　飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、住民の騒音被害による負担を軽減するため、学校等の防音対策に必要な財政措置など、訓練空域の実態に応じた具体的な措置を速やかに講じること。<br>**４　飛行訓練に係る情報開示**<br>住民の不安を軽減するため、訓練予定日や訓練内容について、住民や関係自治体に事前に情報を提供すること。<br>**５　国と地方の協議**<br>米軍機の飛行訓練による諸問題について、引き続き、国、県及び関係市町で協議する場を設けること。 | +基地周辺対策経費 | 1,606 | 1,718<br>＋事項要求 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **６　陸地上空での空中給油の中止**<br>　空中給油について、過去に事故も発生しており、県民の安全・安心を脅かすことから、陸地の上空では行わないよう米軍関係当局に強く対応を求めること。 | | | | |
| **Ⅲ　原子力発電所に対する武力攻撃対策〔防災部〕**<br>　令和４年３月にロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。<br>　ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。 | － | | | |

# 財務省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| **Ⅰ　地方行財政の充実強化**<br>**〔政策企画局・総務部・地域振興部・教育委員会〕**<br>**１　地方財源の確保**<br>⑴　令和９年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額を増額確保し、充実すること。<br>　また、臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引上げにより、必要な地方交付税の総額を確保すること。<br>⑵　地方交付税の配分については、令和２年度に創設された「地域社会再生事業費」を継続するなど、財政力の弱い団体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう十分に配慮した方法とすること。<br>⑶　臨時財政対策債については、引き続き発行総額を抑制するとともに、財政力の弱い団体へ配慮した算定方法とすること。<br>⑷　国が推進する賃金の引上げや物価高騰に伴い、業務委託料や指定管理料などの行政経費については今後も増加が見込まれることから、必要な財政措置を講じること。<br>　また、指定管理施設や県立高校などの公の施設における光熱費等の増加分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で対応しており、物価高騰に対応するための交付金の配分が行われない場合には財源が不足することから、別途、必要な財政措置を講じること。<br>⑸　いわゆる教育無償化など、国の施策により地方に財政負担が生じるものについては、国の責任において確実に財源を確保し、必要な財政措置を講じること。 | *地方財政計画<br>地方交付税[再掲]<br><br>地方一般財源(交付団体ベース)[再掲]<br>地域未来基金費[再掲]<br>臨時財政対策債償還基金費[再掲] | <br>201,848<br><br>675,078<br>4,000<br>8,376 | <br>210,624<br>＋事項要求<br>691,000<br>－<br>－ | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑹　市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。<br>⑺　教員の働き方改革を推進するため、公立学校において教員が担う必要のない業務等を外部へ委託するための経費に対する地方交付税措置を拡充すること。<br>**２　地方創生に向けた地方行財政の充実強化**<br>⑴　地域未来交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。<br>　また、交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行できるよう、引き続き、「地方創生推進費」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。<br>⑵　「地方創生推進費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。 | +地域未来交付金[再掲]<br><br>*地方財政計画<br>地方創生推進費[再掲] | 1,600<br>[R7 補]1,000<br><br>10,000 | 2,000<br>（上記の内数）<br>＋事項要求<br><br>10,000 | |
| **Ⅱ　軽油に関する課税免除特例への対応〔政策企画局〕**<br>軽油に関する課税免除の特例については、農林水産業などの地域産業や、中小事業者、離島などの住民生活の実情に配慮した扱いとすること。 | ― | | | |
| **Ⅲ　学校における教育体制の充実〔教育委員会〕**<br>１　全国で教員不足が憂慮すべき状況にあることを踏まえ、次の事項を実施すること。<br>⑴　経験豊富な暫定再任用教員（フルタイム）を確保するため、職務内容が同じである定年引上げ教員と同程度の処遇となるよう、給料月額と期末勤勉手当を引き上げること。また、その際には義務教育費国庫負担金の算定方法を見直し、必要な財源を措置すること。<br>⑵　新規採用者の確保に向けた奨学金返還減免制度の拡充などを行い、必要な財源を措置すること。 | +義務教育費国庫負担金 | 17,118 | 17,251 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ２　小中学校での諸課題が複雑化・困難化する中、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の総数（基礎定数及び加配定数）を十分に確保すること。<br>３　学校内の居場所である校内教育支援センターを拠点として、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対する学習支援や相談支援を行う支援員の配置については、１人の児童生徒に３年を超えて支援が必要な場合もあることから、継続した取組ができるよう配置から３年以内に限らず長期的な視点に立った財政支援を行うこと。また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう、十分な財政措置を行うこと。 | +校内教育支援センター支援員の配置事業 | 9 | 19 | |
| **Ⅳ　地方空港活性化のためのＣＩＱ体制の整備・充実〔地域振興部〕**<br>訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。 | － | | | |
| **Ⅴ　原子力発電所に対する武力攻撃対策〔防災部〕**<br>令和４年３月にロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。<br>ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。 | － | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅵ　国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進〔土木部〕**<br>　県内では、近年、大雨災害が頻発しており、いつ起こるか分からない能登半島地震のような地震災害等に備えるため、おおむね２０兆円強を事業規模とされた「第１次国土強靱化実施中期計画」を踏まえ、通常予算とは別枠で予算を確保すること。なお、予算の確保にあたっては、高騰が続く資材価格や労務費を適切に反映した規模とすること。 | +土木公共<br><br>うち<br>社会資本整備総合交付金<br><br>防災･安全交付金<br><br>実施中期計画 | 52,950<br>[R7 補]20,873<br><br>4,597<br>[R7 補]510<br>8,529<br>[R7 補]3,849<br>－<br>[R7 補]12,576 | 76,761<br><br><br>6,811<br><br>11,293<br><br>事項要求 | |
| **Ⅶ　軽油引取税等の暫定税率や自動車税の環境性能割の廃止、消費税率の臨時的な引下げに伴う代替財源の確保等〔総務部・農林水産部・商工労働部〕**<br>　軽油引取税等の暫定税率や自動車税の環境性能割の廃止に伴い、令和８年度の地方財政対策においては、地方特例交付金が措置されたところであるが、令和９年度以降の地方の減収に伴う代替財源について、国の責任において、安定財源を確実に確保すること。<br>　令和９年度から、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げを実施する場合においては、地方の減収について代替の財源を措置するなど、確実に補填すること。<br>　また、同時に、所得に連動したきめ細かな給付（「就業者負担軽減支援金」）を実施する場合においても、地方財政措置を講じるなど地方負担額に対応する財源を確実に措置すること。<br>　消費税率の臨時的な引下げは、農林漁業者や食品事業者、外食事業者をはじめとする事業者に大きな負担を生じさせることから、十分な支援を確実に実施すること。 | *地方財政計画<br>地方特例交付金等[再掲]<br>軽油引取税減収補塡特例交付金[再掲]<br>地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金[再掲] | <br>8,156<br>4,297<br><br>296 | <br>8,653<br>(上記の内数)<br><br>(上記の内数) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅷ　長期金利の急激な上昇の抑制に向けた財政・金融政策〔政策企画局〕**<br>長期金利の急激な上昇は、民間企業の資金調達コストの押し上げによる設備投資の抑制や、借入金返済負担の増加による経営圧迫、住宅ローン金利の上昇による住宅需要や個人消費の冷え込みなど、地域経済への深刻な影響が懸念される。<br>また、地方債利回りの上昇にも波及し、公債費の増加をもたらし、自治体運営に大きな影響を与える。<br>特に、中小企業・小規模企業者の比率が高い地方においては、調達コスト上昇への対応余力が限定的であり、資金繰りの悪化が経営に直結するとともに、金利負担の増加が賃上げを阻害することから、大都市以上に雇用環境が悪化し、若者の将来不安がより大きくなり、大都市への転出に拍車をかけていると考えられる。<br>したがって、１０年国債金利の市場変動を踏まえ、急激な金利上昇を招かないよう、財政運営及び金融政策に取り組むこと。 | － | | | |

# 文部科学省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| Ⅰ　学校教育における竹島の指導〔教育委員会〕<br>竹島に関する学習は、学習指導要領に明記されており、全国の子どもが竹島問題を正しく理解することが極めて重要である。<br>近年、竹島関連資料が新たに発見されていることから、参考資料やそれを活用した事例を取りまとめたＷｅｂページの充実、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配付等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組を強めること。 | － | | | |
| Ⅱ　学習指導要領の見直し〔教育委員会〕<br>学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、改訂されるたびに新たな科目や身に付けさせたい力などが盛り込まれてきている。<br>学校現場では学習指導要領の求める資質・能力などを子どもたちに身に付けさせようと教員が懸命に授業を行っているが、実社会の日常生活で必要となる基礎的な学力が子どもたちに十分身に付いていない可能性がある。<br>義務教育においては、基礎学力の育成を最優先とするため、児童生徒の確かな学力の育成や児童生徒のつまずきに対応する時間の確保等が必要である。<br>文部科学大臣は、令和６年１１月の全国知事会議で「基礎学力に課題を抱える児童生徒が相当数存在する」と表明され、また、令和７年８月の大臣記者会見では「全国学力・学習状況調査に関する令和６年度経年変化分析調査結果でのスコア低下、令和７年度悉皆調査結果で基本的な概念の理解・定着が十分でない児童生徒がいることが明らかになったことは大変重く受け止めている」と発言されている。<br>これらの課題に対応するため、学習内容の削減が実施されるよう、実質的な学習指導要領の内容の厳選を行うこと。 | － | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅲ　学校における教育体制の充実〔教育委員会〕**<br>1　全国で教員不足が憂慮すべき状況にあることを踏まえ、次の事項を実施すること。<br>⑴　経験豊富な暫定再任用教員（フルタイム）を確保するため、職務内容が同じである定年引上げ教員と同程度の処遇となるよう、給料月額と期末勤勉手当を引き上げるための環境整備に向けて、各方面に働きかけること。また、その際には義務教育費国庫負担金の算定方法を見直し、必要な財源を措置すること。 | ・義務教育費国庫負担金[再掲] | 17,118 | 17,251 | |
| ⑵　新規採用者の確保に向けた奨学金返還減免制度の拡充などを行い、必要な財源を措置すること。 | ・奨学金返還減免 | － | 事項要求 | |
| 2　小中学校での諸課題が複雑化・困難化する中、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の総数（基礎定数及び加配定数）を十分に確保すること。<br>3　特別支援教育を充実させるため、次の事項を実施すること。<br>⑴　現行の特別支援学級の学級編制（１学級８人）では、複数学年での学級編制となることが多く、特に学年が離れている場合にはそれぞれの学年に応じたきめ細かな指導が困難な状況にあるため、低学年と高学年に分けて特別支援学級の学級編制基準を定めるなどの見直しを行うこと。<br>⑵　同学年であっても、個々の障がいに応じた複数の教育課程による授業を行う必要があり、現行の基準では教員の負担が大きく、きめ細かな指導が困難な状況にあるため、１学級当たりの人数をより少なくすること。<br>⑶　小中学校の通級指導に関して、本県の中山間地域・離島においては、小規模の学校が広範囲に点在しており、巡回指導に伴う学校間の移動にかなりの時間を要するため、対象児童生徒の人数だけでなく、地理的条件も十分に加味した加配を行うこと。<br>⑷　高校の通級指導に関しては、県内全域の生徒を対象にした指導が継続できるよう、現在の加配数を維持すること。 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 4　急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増している。日本語指導を行う教員の定数措置基準を引き下げるとともに、外国人家族の定住促進を図る市町村に対して少なくとも１人の加配措置を行う等、教員配置の充実を図ること。<br>　また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。 | ・帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業[再掲] | 14 | 30 | |
| 5　教員の働き方改革を推進するため、以下の事項を実施すること。<br>⑴　高校において、部活動指導による教員の負担軽減を図るための時差出勤勤務に伴い、当該教員が不在となる時間に非常勤講師を配置する取組への財政措置を講じること。<br>⑵　公立学校において、教員が担う必要のない業務等を外部へ委託するための経費に対する地方交付税措置を拡充すること。 | ・学校における支援スタッフ配置支援事業 | 115 | 167 | |
| 6　部活動の地域展開等については、国において新たなガイドラインが示されているが、学校現場や地域の受け皿、指導者の確保等の状況に応じて柔軟に進められるよう、地域展開等に伴う新たな費用負担や地域展開に困難を伴う場合における部活動指導員の配置費用等について、確実かつ継続的な財政支援を行うこと。<br>　また、教員の負担の軽減に資するよう部活動指導員を十分に確保するための財政措置について、高校を含めて拡充すること。<br>　さらに、地域によっては部活動指導員の確保が困難な場合があることから、教員に代わって専門的な指導ができる人材を段階的に育成するため、顧問業務は担わないものの、顧問と連携し、単独で技術指導や大会引率ができる外部指導者（島根県では「地域連携指導員」という。）の配置に対する財政措置を講じること。 | ・部活動の地域展開等の全国的な実施 | 57<br>[R7 補]82 | 155 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 7　学校内の居場所である校内教育支援センターを拠点として、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対する学習支援や相談支援を行う支援員の配置については、１人の児童生徒に３年を超えて支援が必要な場合もあることから、継続した取組ができるよう配置から３年以内に限らず長期的な視点に立った財政支援を行うこと。また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう、十分な財政措置を行うこと。 | ・校内教育支援センター支援員の配置事業[再掲] | 9 | 19 | |
| **Ⅳ　高校無償化を契機とした高校教育改革の推進〔教育委員会〕**<br>1　「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」（以下、基金事業という）において、来年度を含めて、不採択となった類型の再度の追加公募を行うとともに、令和１０年度末までとされている現行の事業期間内に完了させることが困難な場合には事業期間を延長すること。<br>2　高校教育改革に必要となる教員については、国の責任において確実に加配を行うこと。<br>3　基金事業に続く支援制度として令和９年度に創設予定の高等学校教育改革交付金（仮称）については、地方の裁量で地方の実情にあった高校教育の全般的な底上げができる柔軟な制度となるよう、以下の事項を実施すること。<br>⑴　私立高校の授業料への公費の充当と同様に、全ての公立高校（特別支援学校の高等部を含む）を対象とした上で、教育改革などの義務付けや交付対象校の限定等の要件を設定しないこと。<br>⑵　地元地域の多くの生徒を受け入れてきている公立高校で、これまで以上に、地域の産業などで活躍する人材を育成していけるよう、教育を行う上での根幹となる「ヒト」の充実を図るため、以下の事項を実施すること。<br>①　標準定数を上回る教員の加配（正規・非正規、常勤・非常勤に限らず）を対象とすること。 | ・高等学校教育改革の実現<br><br>*地方債計画<br>高等学校教育改革等推進事業債 | －<br>[R7 補]2,950<br><br>900 | 事項要求<br><br>900 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ②　地域との連携が将来的な人口の再生産に最も有効であり、また、地元大学との連携が地元に直接、人を残すことに最も有効であることからも、そういった連携等を担い、学校を支える外部人材の配置に関する経費を対象とすること。<br>③　生徒に向き合う時間を確保するための教員の働き方改革に有効な対策を対象とすること。<br>⑶　基金事業で実施した改革先導校の取組の充実や、成果の普及を図るため、継続的な経費や協力校側の整備等を対象とすること。<br>⑷　全ての公立高校が確実に支援を受けられるよう、必要な予算総額を確保した上で、自治体に財政負担が生じない制度とすること。<br>⑸　都道府県が令和８年度に策定する「高等学校教育改革実行計画」においては、この支援制度を活用した取組等を盛り込むことになるため、対象経費や事業期間等の制度の詳細について、早急に提示すること。 | | | | |
| **Ⅴ　家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障〔教育委員会〕**<br>１　貧困による教育格差の解消を目的とした教員定数の加配措置を大幅に拡充すること。<br>２　高校教育段階における教育費負担を軽減する観点から、奨学のための給付金制度の更なる充実を図ること。<br>　また、家計が急変した世帯への弾力的な支援やオンライン学習に必要な通信費の支援などを継続すること。<br>３　高等学校等就学支援金制度について、いわゆる高校無償化を進めるにあたり、現在、国が設定する上限の月数・単位数を超えて履修する場合には無償化の対象とならないことから、支給月数や単位制授業料の支給制限を撤廃し、全ての公立学校の生徒が確実に無償化の恩恵を受けられるようにすること。 | ・高校生等奨学給付金<br><br>・高校生等への授業料の支援 | 322<br><br>5,824 | 322<br>＋事項要求<br><br>5,817 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅵ　子ども・子育て支援新制度における施策の充実〔健康福祉部〕**<br>1　子育て世帯の経済的負担を軽減するため、０歳から２歳までの全ての子どもの保育料を無償化し、幼児教育・保育の完全無償化を実現するとともに、給食費の無償化も早期に実現するよう検討すること。<br>2　認定こども園に配置される保育教諭養成のため、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を集中的・効率的に取得できるよう、制度を改善すること。 | － | | | |
| **Ⅶ　大学によるへき地医療支援の促進〔健康福祉部〕**<br>過疎地域における医師不足の改善が図られるよう、厚生労働省と連携し、大学によるへき地医療支援体制を強化すること。<br>⑴　地域の病院は大学からの医師派遣に大きく依存している。地域に必要な常勤医師の派遣など、大学医学部が建学の基本理念である地域医療の維持・向上に寄与することができるよう、国立大学法人制度の在り方も含め効果的な仕組みを構築すること。<br>⑵　地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。<br>⑶　医学部臨時定員枠について、国は国全体としての医師の需給推計に基づき、定員削減の検討を進めようとしているが、地理的条件等、地域の実情を踏まえ、地域に必要な医師数を確保できるよう現在の枠を継続すること。 | ・ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 | 6 | 5 | |
| **Ⅷ　「社会教育士」称号取得の促進〔教育委員会〕**<br>旧制度の社会教育主事講習修了者の社会教育主事等が専門性を有していることを明らかにした上で引き続き社会で活躍できるよう、「社会教育士」の称号を取得するために追加で必要となる講習等について、現場での経験を踏まえて集合型演習を免除する、あるいは、時間的な制約を伴わないようオンデマンド形式による受講を認めるなどの配慮をすること。 | － | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅸ　国立三瓶青少年交流の家の国営存続〔教育委員会〕**<br>中国地方における青少年の交流・体験活動の拠点施設である国立三瓶青少年交流の家について、経営基盤の強化を図り国営で存続させること。また、次期中期目標の検討にあたっては、山陰エリア唯一の国立青少年教育施設であることを踏まえ、地理的条件や地元の取組状況等を十分に考慮し、体験活動推進の拠点施設として適切な位置づけを行うこと。 | － | | | |
| **Ⅹ　外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進〔環境生活部〕**<br>外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、全ての外国人住民に対し日常生活に必要なレベルの日本語を習得できる仕組みを公的に整備すること。 | ・外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業 | 6 | 12 | |
| **Ⅺ　国立大学授業料の現行水準の堅持〔政策企画局〕**<br>令和７年２月の中央教育審議会答申を踏まえ、国立大学授業料の負担の在り方について検討することとされているが、経済状況にかかわらず大学進学を希望する子どもの進学機会を保障し、政府と自治体が取り組んでいる少子化対策の効果が失われないよう、国立大学授業料を引き上げることなく現行水準を堅持すること。 | － | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅻ　国立大学法人島根大学の支援の充実と学部総定員の維持〔政策企画局〕**<br>**１　国立大学法人運営費交付金の確保等**<br>地方の国立大学は、教育・研究・医療・社会貢献を通じて、地域産業を支える人材の育成や地域産業の振興、地域医療の維持などを担い、地域社会の持続的な発展に寄与している。<br>また、人口減少や産業構造の変化など、地域が抱える社会的課題の解決に取り組み、地域の生活基盤を支える重要な役割を果たしている。<br>その中にあって、島根大学では、近年、エネルギー価格・物価高騰や、人件費水準の上昇などにより大学運営に係る経費が増加の一途をたどる一方で、国立大学法人運営費交付金は法人化以降、継続的に削減されてきた。令和７年度補正予算及び令和８年度当初予算において予算の増額措置がされたものの、大学の経営は年々厳しさを増している。<br>特に、医学部附属病院では、令和８年度に診療報酬改定が行われたが、診療報酬水準が実態に見合っておらず、令和７年度の決算では過去最大の赤字が生じた。その結果、医療機器の更新が進まないほか、赤字解消のため診療に注力せざるを得ず、本来の役割である教育・研究に充てる時間が減少するなど、地域医療の中核としての機能維持にも支障が生じつつある。<br>また、大学全体で施設・設備の更新や維持管理に係る経費が不足しており、施設の老朽化比率が上昇するなど、良好な教育・研究環境の維持が困難になりつつある。<br>島根大学が、地域における役割を安定して果たせるよう、次のとおり、大学運営に必要な基幹経費及び施設整備・維持管理経費への支援の充実を図ること。<br>⑴　今後も見込まれるエネルギー価格や物価高騰、人件費水準の上昇に適切に対応できるよう、令和８年度において、令和７年度の補正後の予算額を上回る規模での確実な補正予算措置を図ること。 | ・国立大学法人運営費交付金<br><br>・国立大学・高専等施設の整備 | 10,971<br>[R7 補]421<br>364<br>[R7 補]802 | 12,512<br><br>1,828 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑵　令和９年度以降においては、社会情勢の変化に伴うエネルギー価格等のコスト増を織り込んだ必要な予算を可能な限り当初予算で措置するなど、補正予算を前提としない安定的な予算編成へ転換すること。<br>⑶　医学部附属病院が厳しい経営状況を改善し、診療と教育・研究を両立しながら、その機能の維持向上を図るため、関係省庁それぞれが役割に応じた確実な財政措置を行うこと。<br>⑷　老朽化が進む施設・設備の更新や維持管理に係る経費を安定的に確保するため、国立大学法人施設整備費補助金の拡充や施設維持管理に必要な経費、省エネルギー化推進に必要なＬＥＤ設備整備経費等への十分な財政支援を講じること。<br>**２　島根大学の学部総定員の維持**<br>島根県内には４年制大学が、島根大学と島根県立大学の２校しかなく、また、県内にある大学・短期大学の総入学定員のうち、国立大学が占める割合は６８．９％で全国１位である。これは、全国平均の１４．３％を大きく上回っており、この割合が６割を超えているのは全国でも島根県、鳥取県、富山県の３県のみである。さらに、県内にある大学・短期大学の総入学定員のうち、理系の学部においては国立大学の占める割合が８７．１％と非常に高くなっている。<br>このため、島根大学の学部総定員を削減することは、若者の県外流出や理系人材の流出を直接的に招く要因となる。<br>地域の将来を担う若者が地元に残り、活躍できる環境を守るため、島根大学の学部総定員の維持を図ること。 | | | | |

# 厚生労働省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| Ⅰ　医療対策の充実〔健康福祉部〕<br>1　地域医療の維持<br>人口減少に伴い、患者数が減少し、医療従事者の確保が難しくなる中、多くの医療機関が大変厳しい経営環境に置かれているため、次のとおり地域医療を維持するための必要な措置を講じること。<br>⑴　公定価格である診療報酬について、エネルギー価格・物価の高騰や賃金水準の上昇が続いていることを踏まえ、物価や賃金の上昇に機動的に対応できるような臨時改定の仕組みを導入すること。あわせて、過疎地域では訪問診療など在宅医療の効率性が低いことから、こうした地域の実情に応じた評価の見直しを行うなど、必要な対策を講じること。<br>~~⑵　医療機関の役割分担や連携体制の構築については、地域の実情に応じて、関係者が丁寧な議論を行いながら、病床数の適正化も含めて、取り組んできたところであり、今後、医療機関の病床削減を支援する事業を行う場合は、こうした地域での議論を踏まえて実施できるような制度設計とすること。~~<br>⑵　医療資源が限られる中山間地域や離島では、公立・公的病院が拠点病院として、入院医療のほか、巡回診療や診療所への医師の派遣を行うなど、地域の診療支援に大きな役割を果たしていることから、経営悪化を理由に診療体制の縮小や閉鎖をし、地域の医療提供体制に深刻な影響をもたらすことがないよう、必要な補助金や地方財政措置など財源措置の充実を図ること。 | ・医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援 | ［R7 補］5,341 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑶　中山間地域・離島では、人口減少による患者数の減少や開業医の高齢化・後継者不足によりへき地診療所の維持が困難となってきている。加えて、拠点病院がへき地診療所を支援することで、地域医療を確保する必要があるが、患者数の減少や医師・看護師の不足により、その役割を十分に果たせていない。<br>　このため、へき地診療所の経営維持とへき地医療拠点病院の運営に対する財政支援を充実させるとともに、地域の実情に応じて施設・設備整備を支援できるよう必要な財源を確保すること。 | ・へき地診療所運営事業<br>・へき地医療拠点病院運営事業 | 16<br>4 | 18<br>4 | |
| ⑷　地域医療構想の実現に向け、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の実情に応じた取組ができるよう、必要な措置を講じること。<br>①　基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するため、都道府県の実情に応じて医療従事者の確保対策や在宅医療の推進、勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備などの取組に必要な財源を引き続き十分に配分すること。<br>②　特に医師確保については、地理的な状況や診療科ごとの医師不足状況などの地域の実情を十分に反映していない指標を用いて、配分額を加算したり、対策実施に制約を設けたりすることなく、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を実施できるよう、必要な財源を十分に配分し、責任を持って支援を行うこと。<br>③　基金の内示が都道府県の要望に満たない場合や区分ごとの需要増などにも臨機応変に対応するため、事業区分間の額の調整ができるようにするなど、柔軟な運用を認めること。また、ヘリコプターやドクターカーなどによる広域搬送、サイバーセキュリティ対策への活用など、地域の実情に応じた様々な取組に基金が柔軟に活用できるよう、見直すこと。<br>④　基金事業を円滑に実施するため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、内示時期を前年度中に早めるなど、基金の配分に係る仕組みを見直すこと。 | ・地域医療介護総合確保基金（医療分）[再掲] | 647 | 647 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑸　医療提供体制推進事業費補助金については、例年交付率が低く、都道府県の超過負担が生じる場合や計画していた医療機器の整備に支障を来す場合があることから、事業の実施に必要な予算を増額すること。<br>⑹　医療施設運営費等補助金については、例年交付率が低く、都道府県の超過負担が生じる場合や、へき地診療所等への支援が十分に行えない場合があることから、事業の実施に必要な予算を増額すること。<br>**２　新たな地域医療構想**<br>新たな地域医療構想については、２０４０年を視野に入れ、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含めた医療提供体制の検討が行われている。<br>都市部を中心とした人口集積地域と、中山間地域・離島といった過疎地域等で医療需要や資源の状況が大きく異なるため、それぞれの地域で実情に応じた医療提供体制の構築に向けて、これまで以上に丁寧な検討が必要であることから、検討の基礎となるデータの速やかな提供など、必要な支援を行うこと。<br>また、策定された新たな地域医療構想に基づき実施される取組に対しては、各地域で関係者が協議・検討を積み重ねてきた経緯を踏まえ、地域の主体性を尊重した上で、必要な技術的、財政的支援を行うこと。<br>**３　医師・看護職員確保対策の推進**<br>⑴　依然として医師の地域偏在や診療科偏在が続いていることから、医師不足が深刻な地方の病院や、不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。<br>①　医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージでは、医師確保計画の実効性の確保など都道府県が主体となって取り組むこととされているが、大都市部と地方部の偏在格差は未だ顕著で、都道府県の取組のみでは限界があるため、全国的な偏在対策など、国が主体となり実効性のある対策を講じること。 | ・医療提供体制推進事業費補助金<br>・へき地診療所運営事業[再掲]<br>・へき地医療拠点病院運営事業[再掲] | 247<br>16<br>4 | 359<br>18<br>4 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ②　国による医師偏在指標や目標医師数、これらを用いた医師偏在対策の手法について、診療科の偏在等、地域の実情を十分に反映したものとすること。その上で、引き続き、医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医療人材の偏在解消など地域医療の確保に向けた施策を強力に推進すること。<br>③　医学部臨時定員枠について、国は国全体としての医師の需給推計に基づき、定員削減の検討を進めようとしているが、地理的条件等、地域の実情を踏まえ、地域に必要な医師数を確保できるよう現在の枠を継続すること。<br>④　医師専門研修制度に係る専攻医の定員設定にあたっては、地域の医師不足が改善されるよう都道府県等の意見を十分に聞くとともに、医師の絶対数が少数の県にはシーリングを設けないなど地域の実情や診療科ごとの医療提供体制を考慮し、適切な設定がなされるようにすること。<br>　また、検証ができるよう、算定方法や基礎数値を明らかにすること。<br>⑤　産科・外科などの医療事故において、患者や家族を早期救済することは医師不足の改善や医療提供体制の確保にも寄与するため、現在分娩に関連した産科医療補償制度のみである無過失補償制度を拡充すること。<br>⑥　女性医師の出産による休業からの復職の促進や、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること。<br>⑦　総合診療医の養成・確保に向け、大学内に設置されている拠点（総合診療医センター）の取組が今後も推進されるよう、継続的な財政支援を図るとともに、事業の実績を踏まえた補助金の配分を行うこと。<br>⑵　育児休業等取得者や夜勤困難者の増加に加えて、退職者の補充が十分にできないといった理由による看護職員不足が深刻化し、病棟の一部休止等が起きている実態を踏まえ、夜勤負担の軽減等の勤務環境の改善や、処遇の改善につながる診療報酬の引上げなどの実効性のある対策を追加すること。 | ・女性医師支援センター事業<br>・総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業 | 2<br>5<br>［R7 補］1 | 2<br>7 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑶　医師不足の深刻な地方において医師の働き方改革を適切に進めるため、時間外労働時間の上限規制等による地域医療に対する影響を把握し、必要に応じて医師の確保や診療報酬の増額を図るなど、引き続き必要な対策を講じること。 | | | | |
| ⑷　勤務医や看護職員の業務負担軽減のため、かかりつけ医機能の普及啓発など、医療機関の適切な利用方法などについて、引き続き国民への広報・啓発を強化すること。 | ・かかりつけ医機能普及促進事業 | 1 | 1 | |
| ⑸　薬剤師の地域偏在や業態偏在により病院薬剤師の確保が困難となっており、病院の診療機能に影響が生じていることから、必要な措置を講じること。<br>①　国の薬剤師偏在指標について地理的条件等の地域の実情を十分に反映し、薬剤師の偏在対策の見直しを行うこと。<br>②　業態偏在の解消のため、病院薬剤師の処遇改善等に必要となる診療報酬の増額等の措置を講じること。 | ・病院薬剤師の確保及び業務改革推進事業 | 1 | 1 | |
| **４　がん対策の推進**<br>がん対策推進基本計画に基づきがん対策を着実に推進するためには、市町村が全住民のがん検診の受診状況を確実に把握し、効果的・効率的ながん検診受診勧奨を実施することが重要である。<br>ついては、国において、職域におけるがん検診を法的に位置付けた上で、市町村以外が実施するがん検診受診者の把握が居住市町村で可能となるよう体制を構築すること。 | | | | |
| **５　ＩＣＴを利用した医療機関と介護施設の連携の推進**<br>医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。ついては、ＩＣＴを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。 | ・地域医療介護総合確保基金（医療分）[再掲] | 647 | 647 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑴　医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。<br>⑵　全国医療情報プラットフォームの創設にあたっては、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムとの連携を十分に踏まえるとともに、医療機関や介護事業所の負担軽減が図られるものとなるよう十分に配慮すること。<br>**６　災害時の医療提供体制の強化**<br>⑴　災害時の迅速な支援のためにＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）登録医療機関が担う役割や機能等について、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）指定医療機関と同等の診療報酬上の評価を新設すること。<br>⑵　国を通じて被災都道府県から要請されたＤＭＡＴ等の派遣については、求償の対象が応急的医療に限られているが、災害対策本部での活動や病院支援などの関連業務も、その実施に不可欠であるため、災害救助法に基づく求償の対象とすること。 | +災害救助法等に基づく各種補助[再掲] | 37 | 37 | |
| **Ⅱ　国民健康保険制度の安定運営〔健康福祉部〕**<br>**１　財政支援の在り方**<br>⑴　平成３０年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、３，４００億円の公費が投入されているが、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、国の定率負担の引上げなどにより、国の責任において今後の医療費の増嵩に耐え得る持続可能な制度を構築すること。<br>⑵　国民健康保険の安定的な財政運営のためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持するとともに、保険者のインセンティブ機能を担うものとして、保険者努力支援制度を地方の実情に沿った活用しやすい制度とすること。 | ・国民健康保険への財政支援 | 3,071 | 3,071 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **２　地方単独医療費助成に係る減額調整措置の廃止**<br>自治体が独自に行う医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置について、令和６年度から子どもに係る減額調整措置は廃止されたが、重度心身障害者医療費助成等に係る減額調整措置についても廃止すること。<br>**３　マイナンバーカードの保険証利用に対する措置等**<br>⑴　マイナンバーカードの健康保険証利用については、引き続き、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。<br>また、何らかの事情でマイナンバーカードを持たない者や、受診の際に支援を必要とする者が、引き続き必要な医療を受けられるよう、丁寧な説明と必要な措置を講じること。<br>⑵　オンライン資格確認等システムの運営にあたり、保険者に新たな負担が生じないよう、適切な地方財政措置を講じること。<br>**４　子ども・子育て支援金**<br>「こども未来戦略」における子ども・子育て支援金制度については、国民に実質的な負担を生じさせないこととされていることから、国民健康保険の被保険者に過重な負担が生じたり、給付水準の確保に支障を来したりすることがないよう、国において十分に検証し、必要な制度の見直しや財政支援を行うこと。 | ・マイナ保険証の利用促進に向けた支援等[再掲] | －<br>［R7 補］224 | 281 | |
| **Ⅲ　介護保険制度の充実〔健康福祉部〕**<br>**１　介護サービスの維持**<br>⑴　高齢化の進展に伴い、保険料や公費負担の増加が見込まれるため、介護保険制度が持続可能で安定した制度となるよう、現実的な将来見通しに基づき、利用者の負担にも配慮し、保険料と国・地方の負担の在り方も含めた制度の見直しを行うこと。 | ・介護保険制度による介護サービスの確保 | 33,934 | 33,952 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑵　中山間地域・離島では高齢者人口が減少局面に入っており、既存事業所の統合や集約によるサービス提供の効率化を図る必要がある。<br>　また、生産年齢人口の減少により、介護従事者の確保も難しくなっており、外国人を含む人材の確保や、業務効率化などを図る必要がある。<br>　ついては、介護サービスの提供を維持するために行う、このような事業者の取組を支援できるよう、地域医療介護総合確保基金などによる必要な財政支援を行うこと。 | ・地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備分） | 201 | 201 | |
| ⑶　エネルギー価格・物価の高騰や、従事者の賃金水準の上昇、最低賃金の大幅な引上げが続く中、介護サービスに係る費用は、公定価格である介護報酬で定められており、事業者が自ら価格決定し、価格転嫁することが認められていないため、事業者の経営に大きな影響を与えている。<br>　特に、中山間地域・離島といったへき地においては、対象者が散在し、訪問や送迎等の移動に係るコストが割高になるが、これらが介護報酬において十分に評価されていないという課題もある。<br>　ついては、こうした地域の実情を十分に考慮し、サービス提供の維持に向けた適正な報酬水準となるよう、単価の設定や算定の仕組みを見直すこと。 | ・介護分野の職員の賃上げ･職場環境改善支援事業<br>・介護事業所等に対するサービス継続支援事業<br>・介護施設等に対するサービス継続支援事業 | [R7 補]1,920<br>[R7 補]278<br>[R7 補]210 | | |
| **２　介護福祉士等修学資金**<br>　介護福祉士等修学資金については、国の貸付原資交付が当該年度中に不足する金額のみに留まっており、実際の貸付期間と国の交付対象期間が一致していないため、将来にわたって運用に支障を来すことのないよう、修学資金等の貸付原資を交付すること。 | ・介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保等 | －<br>[R7 補]42 | 78 | |
| **３　補足給付制度の見直し**<br>　補足給付制度の見直しにより、利用者にとって過度な負担が生じ、必要な介護サービスを利用するにあたっての支障となっていないか検証し、必要な措置を講じること。 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅳ　福祉サービス提供体制の充実〔健康福祉部〕** | | | | |
| **１　発達障がい者への支援体制の充実**<br>発達障害者支援法の基本理念を踏まえ、発達障がい者に対し、障がい特性に応じた切れ目のない支援の一層の充実を図ること。<br>⑴　支援の中核となる発達障害者支援センターの人員体制の充実などに必要な財源措置を講じること。<br>⑵　発達障がい者に対して、独自の手帳制度を設けるなど、地域生活や就労等における支援を適切に受けることができるよう対策を講じること。 | ・発達障害児者の支援施策の推進<br>+発達障害児(者)及び家族等支援事業 | 5<br>2 | 8<br>233<br>(上記の内数) | |
| **２　地域生活支援事業への財政的支援の拡充**<br>障がい児・者の地域での生活や社会参加を促進していくためには、相談、移動支援等の地域生活支援事業が特に重要となる。<br>地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく、十分に実施できるようにするため、県及び市町村が実施する地域生活支援事業への財政的支援を拡充すること。 | ・地域生活支援事業等の推進 | 505 | 625 | |
| **３　社会福祉施設等整備費国庫補助金の予算確保**<br>施設の利用者の安全を確保し、良質な生活環境を維持するとともに、障がい者の高齢化や重度化に対応した適切なサービスを提供するため、老朽化した障害者福祉施設について建物や設備の改修・修繕を進めていく必要がある。地域のニーズに応じて必要な施設整備を計画的に行うことができるよう、社会福祉施設等整備費国庫補助金の予算を確保すること。 | ・障害福祉サービス事業所等の整備及び防災・減災対策の推進 | 40<br>〔R7 補〕101 | 83<br>＋事項要求 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **４　障害福祉サービスの維持**<br>エネルギー価格・物価の高騰や、従事者の賃金水準の上昇、最低賃金の大幅な引上げが続く中、障がい福祉サービスに係る費用は、公定価格である障害福祉サービス等報酬で定められており、事業者が自ら価格決定し、価格転嫁することが認められていないため、事業者の経営に大きな影響を与えている。<br>特に、中山間地域・離島といったへき地においては、対象者が散在し、訪問や送迎等の移動に係るコストが割高になるが、これらが障害福祉サービス等報酬において十分に評価されていないという課題もある。<br>ついては、こうした地域の実情を十分に考慮し、サービス提供の維持に向けた適正な報酬水準となるよう、単価の設定や算定の仕組みを見直すこと。<br>**５　聴覚障がい者支援の充実**<br>補装具費支給制度における補聴器の購入に対する支援の対象は、高度難聴（聴力レベル７０デシベル以上９０デシベル未満）以上の聴覚障がい者とされ、軽度・中等度難聴の聴覚障がい者は対象外となっているが、世界保健機関（ＷＨＯ）では聴力レベルが５０デシベル以上になると普通の会話が聞きづらくなるとされており、こうした聴力レベルで支援対象外の聴覚障がい者は日常生活に制限を受けることから、５０デシベル以上を障害者手帳の認定基準とし、補装具費支給制度の対象となるようにすること。 | ・障害福祉分野における賃上げに対する支援 | [R7 補]439 | | |
| **Ⅴ　雇用対策の推進〔政策企画局・商工労働部〕**<br>**１　若者の県内就職の促進**<br>地方では、少子高齢化、進学・就職に伴う都市部への若年者の人口流出が企業経営や地域活力の維持等に大きな影響を与えている。<br>さらに、近年は全国的な人手不足や都市部との初任給の格差などにより若年者が都市部へ就職する流れが加速していることから、若年者地域連携事業の予算を拡充し、地元就職に向けた取組を強化すること。 | ・新規学卒者等への支援の充実 | 82 | 81 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **２　仕事と生活の両立支援**<br>仕事と子育て等との両立支援のため、男性の育児休業の取得促進、時間単位の年次有給休暇やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の推進を図ること。 | | | | |
| **Ⅵ　地方空港活性化のためのＣＩＱ体制の整備・充実〔地域振興部〕**<br>訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。 | － | | | |

# 農林水産省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| Ⅰ　持続可能な農業・農村の確立〔農林水産部〕 | | | | |
| １　意欲的な取組を促す支援の充実 | ・新規就農者育成総合対策 | 104 | 183 | |
| ⑴　新規就農者育成総合対策について、必要な予算を当初予算において十分に確保すること。 | ・新規就農者確保緊急円滑化対策 | [R7 補]54 | | |
| ⑵　農業者の経営改善を図るため、国際水準ＧＡＰへの準拠が確認された都道府県ＧＡＰについて、販売店や流通事業者に対する取扱拡大の働きかけや消費者のＧＡＰ認知度の向上に向けたＰＲ活動等を行い、農業者が国際水準ＧＡＰに取り組む意義を実感できる環境づくりを進めること。 | ・雇用就農総合対策 | 28 | 38 | |
| | ・雇用就農緊急対策 | [R7 補]13 | | |
| ２　米の需給及び価格の安定に向けた対策 | ・水田活用の直接支払交付金 | 2,752 | 事項要求 | |
| ⑴　主食用米について、令和８年６月末時点の民間流通在庫量が過去最大となり、こうした全国的な需給バランスの悪化によって、事業者間の米のコスト指標を踏まえた適切な価格交渉が困難となっている。また、ＪＡしまねの令和８年の概算金は、食料システム法に基づくコスト指標を下回り、生産者の経営継続及び後継者確保が危ぶまれている。 | うちコメ新市場開拓等促進事業 | 140 | － | |
| ついては、過去最大となっている民間在庫量及び令和８年産米の作柄も踏まえた米の需給状況を考慮し、備蓄米の積み増しを最大限かつできる限り早期に行い、責任を持って全国的な米の需給の安定化を図ること。特に、種子注文など次期作に向けた生産準備が始まることを踏まえれば、遅くとも１１月中に、備蓄米の積み増しを最大限行い、その数量及び時期を公表すること。 | ・新たな環境直接支払交付金 | － | 事項要求 | |
| 生産コストに見合う米価が形成され、再生産・再投資が可能となることが、生産者が安心して「需要に応じた生産」に取り組むための基本的な条件であることから、政府がこうした基本的条件を整えることができないのであれば、コスト指標と米価との差額を補填する仕組みを構築すること。 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| また、生産者が米の安定的な生産を継続できるよう、消費者の需要を喚起する対策を講じること。<br>加えて、飼料用米やＷＣＳ用稲、酒造好適米の作付は減少しており、県内の畜産農家や酒造会社が原料を確保することが困難となっていることから、これらの作目の生産量を確保するための十分な支援策を講じること。<br>今後、国内の生産者が安心して米を生産し、消費者に安定的に供給できるよう中長期的な視点に立った対策に注力すること。<br>⑵　水田政策の見直しにあたっては、農業経営の持続性を確保するセーフティーネットの充実・強化とともに、地域の実情を踏まえた制度設計とし、支援が後退することのないよう十分な予算を確保すること。また、令和９年産の営農決定に支障を来すことがないよう、早急に制度設計を行い、地域において十分な周知期間を確保すること。さらに、抜本的な見直し後も地域の意見を聞き、適宜政策を変更するなど柔軟な対応を行うこと。<br>あわせて、県及び地域の農業再生協議会の事務負担の軽減を図ること。 | | | | |
| **３　共同利用施設の再編集約・合理化支援の充実**<br>地域農業の構造転換の実現を図るため、共同利用施設の再編集約・合理化を進める新基本計画実装・農業構造転換支援事業の予算を十分に確保すること。 | ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業 | 217<br>［R7 補］617 | 834 | |
| **４　鳥獣被害防止対策の充実**<br>市町村の鳥獣被害対策促進のため、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の予算を十分に確保すること。 | ・鳥獣被害防止総合対策交付金 | 99<br>［R7 補］68 | 196 | |
| **５　農業・農村の維持発展に向けた支援**<br>中山間地域等の共同活動や農業生産活動の継続による農業・農村の維持発展のため、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金及び里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の予算を引き続き十分に確保すること。 | ・中山間地域等直接支払交付金<br>・多面的機能支払交付金<br>・里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金 | 285<br>500<br>10 | 事項要求<br>事項要求<br>12 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| また、先般、新たな水田政策の基本的考え方が示されたところであるが、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の見直しにあたっては、地域の実情を踏まえた制度設計になるよう、十分な配慮を行うこと。<br>**６　食肉処理施設の整備支援**<br>輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業について、建設費の上昇により、現行の処理頭数１頭当たり上限単価で算出される補助額では施設整備が困難な状況となっているため、近年の建設費の上昇を踏まえた適切な上限単価に見直すこと。<br>また、食肉処理施設の整備について必要な予算を十分に確保すること。 | ・畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業 | 17<br>[R7 補]167 | 224 | |
| **Ⅱ　持続可能な森林・林業・木材産業の確立〔農林水産部〕**<br>**１　林業就業者の確保**<br>⑴　林業労働力確保支援センターが林業就業者確保のために実施する普及啓発活動、林業就業体験、高校生に対する林業学習、就業者の資格取得支援などの取組への支援の拡充や、県立の林業大学校が教育内容を一層充実するために実施する機械導入や施設整備などを支援すること。<br>また、「緑の就業準備給付金」予算を十分に確保すること。<br>⑵　全産業において担い手不足が深刻化する中、全国的規模で森林や林業、木材産業の大切さや魅力を積極的にＰＲし、林業･木材産業で働く担い手が社会的に認知されるよう地位向上を図るとともに、賃金や労働環境の改善につながる取組を率先して行うこと。<br>**２　地域経済発展のための林業・木材産業対策の強化**<br>⑴　エネルギー価格・物価の高騰や人材確保が困難になるなど林業を取り巻く状況が厳しくなる中で、循環型林業を拡大していくためには、生産性の更なる向上が欠かせないことから、ＩＣＴ等の新たな技術を活用した先進的な林業機械等の導入、航空レーザ計測の実施や活用、林業専用道（規格相当を含む）の開設等に必要な予算を十分に確保すること。 | ・林業･木材産業循環成長対策<br>・森林集約･循環利用対策<br>・緑の青年就業準備給付金<br>・林業･木材産業循環成長対策[再掲]<br>・森林集約･循環利用対策[再掲]<br>・森林整備事業 | 80<br>（上記の内数）<br>－<br>6<br>80<br>（上記の内数）<br>－<br>1,271<br>[R7 補]523 | －<br>186<br>（上記の内数）<br>6<br>－<br>186<br>（上記の内数）<br>1,653<br>＋事項要求 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑵　人口減少等に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中、県産木材の需要拡大を図るため、木材の流通・加工施設の整備や、非住宅建築物の木造化・木質化への支援等に必要な予算を十分に確保すること。<br>　また、改正建築基準法の施行に伴い、民間建築物におけるＪＡＳ製材品の需要が高まっていることから、ＪＡＳ製材品の生産拡大に必要な施設整備への支援や、中小製材工場がＪＡＳ認証に取り組みやすい環境を整備すること。 | ・林業・木材産業国際競争力強化総合対策<br>・花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策<br>・花粉の少ない森林への転換促進総合対策<br>・林業・木材産業循環成長対策[再掲]<br>・森林集約・循環利用対策[再掲] | －<br>[R7 補]450<br>[R7 補]56<br>－<br>80<br>(上記の内数)<br>－ | 事項要求<br>71<br>－<br>186<br>(上記の内数) | |
| **Ⅲ　持続可能な漁業・漁村の確立〔農林水産部〕**<br>**１　沿岸自営漁業者の確保・育成**<br>　将来の沿岸漁業や漁村を牽引する担い手を確保・育成するため、経営体育成総合支援事業の予算を十分に確保すること。<br>**２　共同利用施設の再編集約・合理化の促進**<br>　現在稼働している共同利用施設の多くが３０年以上前に整備されたものであり、老朽化による不具合や効率性の低下が生じていることから、計画的な修繕・更新等が喫緊の課題となっている。<br>　今後、地域の実態を踏まえ、地域の漁業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を強力に推進することができるよう、施設の再編集約等に特化した支援制度を創設すること。 | ・経営体育成総合支援事業<br>・漁業担い手確保緊急支援事業<br>・水産業競争力強化緊急施設整備事業<br>・浜の活力再生・成長促進交付金<br>・新沿岸漁業構造転換対策施設整備事業 | 4<br>[R7 補]5<br>－<br>[R7 補]48<br>18<br>－ | 19<br>事項要求<br>44<br>63 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **３　水産多面的機能発揮対策の強化**<br>近年の海洋環境の変化等に伴う藻場の減少や水草の繁茂等に対応するため、藻場等の保全や内水面の生態系の維持などの活動について、中長期にわたって取り組めるよう、交付金の持越しや、活動組織当たりの事業費の上限引上げなどの制度改正や柔軟な運用を行うこと。<br>また、漁業者等が取り組む藻場の回復対策等を拡充する必要があることから、保全活動の予算を増額すること。<br>**４　日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等**<br>⑴　竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（ＥＥＺ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。<br>⑵　それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。<br>⑶　我が国の排他的経済水域内における韓国漁船をはじめとする外国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実・強化を図ること。<br>⑷　平成２５年度補正予算において基金化された韓国・中国等外国漁船操業対策事業について、安定的に事業が実施できるよう、今後も継続して十分な予算を確保すること。 | ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業<br><br>・外国漁船対策等<br><br>うち韓国・中国等外国漁船操業対策事業 | 14<br>[R7 補]7<br><br>156<br>[R7 補]73<br>－<br>[R7 補]27 | 24<br><br>356<br><br>43 | |
| **Ⅳ　農林水産業の経営安定と発展に向けた対応〔農林水産部〕**<br>１　持続可能な農林水産業と農山漁村の実現に向け、農林水産予算を物価高騰等の状況に応じて十分に確保するとともに、施策全般について、地域の実情を踏まえた柔軟な制度設計・運用を行うこと。<br>２　国の予算編成の転換により補正予算依存から脱却して当初予算に計上される事業については、事業の着実な推進に必要な所要額を確保するとともに、地方負担が増えないよう、補正予算に準じた地方財政措置を講じること。また、発注や施工時期の平準化が図られるよう、令和８年度を含めて必要な対策を実施すること。 | ・農林水産予算総額 | 22,956<br>[R7 補]9,602 | 31,377<br>＋事項要求 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ３　経済連携協定・貿易協定については、農林水産業関係者の不安や懸念が大きいことから、引き続き、正確な説明や情報発信に努めるとともに、国際化の進展の中で、意欲ある担い手が安心して経営に取り組めるよう、対策予算を継続して十分に確保すること。<br>　特に、米国の関税措置に関しては、米国に対し、措置の見直しも含めた対話の継続を求めるとともに、国民に向けて迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。あわせて、農林水産業への影響等について的確な分析を行い、必要に応じて国内生産への悪影響を防ぐ対策を講じること。<br>４　農林水産業の発展に欠かせない良好な生産条件を整備し、食料安全保障の確保、国土強靱化等を進める上で重要な役割を担っている基盤整備事業について、物価高騰下においても必要な整備を進めることができるよう十分な予算を安定的に確保すること。<br>　特に、農業の生産性・収益性の向上に不可欠な農地整備事業予算については、農業構造転換集中対策として、引き続き、十分な事業規模を別枠で確保すること。<br>　また、防災・減災、国土強靱化対策予算について、「第１次国土強靱化実施中期計画」を踏まえ、所要額を確保すること。<br>　さらに、宍道湖西岸地区国営緊急農地再編整備事業について、高収益で競争力のある農業を早期に実現するため、計画的な推進を図ること。<br>５　令和８年度末で失効する「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」については、国土の保全と農林業の推進を図るために延長すること。 | ・TPP等関連政策大綱実現に向けた施策（農林水産業分）<br><br>・農林水産公共 | －<br>［R7 補］2,532<br>（上記の内数）<br><br>7,026<br>［R7 補］4,290 | 事項要求<br><br>9,003<br>＋事項要求 | |
| **Ⅴ　中山間地域等における「小さな拠点づくり」への支援〔地域振興部〕**<br>「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。<br>国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。 | +過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業[再掲]<br>・農山漁村振興交付金[再掲] | 4<br><br>70<br>［R7 補］29 | 4<br><br>100 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅵ　地方空港活性化のためのＣＩＱ体制の整備・充実〔地域振興部〕**<br>訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。 | － | | | |
| **Ⅶ　地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築〔農林水産部・商工労働部〕**<br>２０２４年４月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、首都圏など大都市圏から遠距離にある、島根県をはじめとした地方にあっては、物流能力が著しく低下するとともに、荷主である中小企業等にとって、輸送コストの増加や輸送日数の長期化による生鮮品の鮮度劣化等により、競争力が低下し、地域経済への影響が懸念される。<br>また、持続可能な物流を構築するため、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化、カーボンニュートラルの推進やモーダルシフトの推進なども重要である。<br>ついては、地方の中小企業等が取り残されることがないよう、鉄道輸送網や海上輸送網の強化も含め、地方における産業競争力の維持・向上に結びつく物流対策を実施すること。 | ・強い農業づくり総合支援交付金[再掲]<br>・持続可能な食品等流通総合対策事業[再掲]<br>+次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた物流革新の集中改革の推進[再掲] | 120<br>4<br>[R7 補]20<br>26<br>[R7 補]71 | 138<br>24<br>209 | |

# 経済産業省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| Ⅰ　原子力発電所の安全対策の強化等〔防災部〕<br>１　原子力安全対策<br>⑴　国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。<br>⑵　原子力発電所の稼働・再稼働の判断に立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。<br>⑶　使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。<br>⑷　廃炉等に伴って生じる放射性廃棄物等の処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、国としても、処分等の円滑な実現に向け、必要な取組を進めること。 | | | | |
| ２　原子力防災対策<br>⑴　原子力災害が発生した場合、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。その際、例えば地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用するなど、新潟県に対して示された柏崎刈羽原発の避難路の整備に対する国の支援と同等の措置を、島根地域を含む他の原子力発電所立地地域にも講じること。<br>⑵　自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。 | +原子力発電施設等緊急時安全対策交付金[再掲]<br>+原子力災害対策事業費補助金[再掲]<br>+放射線監視等交付金[再掲] | 100<br>[R7 補]22<br>－<br>[R7 補]35<br>56<br>[R7 補]30 | 143<br>＋事項要求<br>事項要求<br>122 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ３　電源立地地域に対する財政措置<br>⑴　廃止が決定した原子力発電施設についても、安全・防災対策などの行政負担が引き続き生じていることから、撤去完了までを見据えた財政支援を行うこと。<br>⑵　電源三法交付金については、原子力防災対策が必要な区域が原発からおおむね半径３０キロ圏内まで拡大されたことから、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、交付金制度等の充実を図ること。<br>⑶　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法については、対象地域が原子力災害対策重点区域をその行政区域内に有する基礎的自治体まで拡大されたが、それに伴って必要となる予算を既存の予算に上乗せして確保すること。<br>　さらに、同法の支援対象としている事業の拡充や補助率の更なる嵩上げなど、支援の充実・強化を図ること。 | ・電源立地地域対策交付金 | 794 | 842 | |
| Ⅱ　原子力発電所に対する武力攻撃対策〔防災部〕<br>１　令和４年３月にロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。<br>　ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。<br>２　突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。 | － | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅲ　原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の交付対象地域の拡大〔商工労働部〕**<br>原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金について、対象外区域となっている旧東出雲町を含めた松江市全域を交付対象とすること。 | ・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 | 61 | 62 | |
| **Ⅳ　再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進〔環境生活部〕**<br>１　各地域において脱炭素社会が実現するよう、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー推進に向けた支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。<br>２　風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地域住民の理解を得ないまま設置が進むことがないよう法整備を図るとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。 | ・洋上風力発電の導入促進に向けた採算性分析のための基礎調査事業<br>・省エネルギー投資促進支援事業費補助金 | 122<br>50<br>［R7 補］125 | 153<br>150 | |
| **Ⅴ　地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築〔農林水産部・商工労働部〕**<br>２０２４年４月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、首都圏など大都市圏から遠距離にある、島根県をはじめとした地方にあっては、物流能力が著しく低下するとともに、荷主である中小企業等にとって、輸送コストの増加や輸送日数の長期化による生鮮品の鮮度劣化等により、競争力が低下し、地域経済への影響が懸念される。<br>また、持続可能な物流を構築するため、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化、カーボンニュートラルの推進やモーダルシフトの推進なども重要である。<br>ついては、地方の中小企業等が取り残されることがないよう、鉄道輸送網や海上輸送網の強化も含め、地方における産業競争力の維持・向上に結びつく物流対策を実施すること。 | +強い農業づくり総合支援交付金[再掲]<br>+持続可能な食品等流通総合対策事業[再掲]<br>+次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた物流革新の集中改革の推進[再掲] | 120<br>4<br>［R7 補］20<br>26<br>［R7 補］71 | 138<br>24<br>209 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅵ　工業用水道施設の耐震化などの強靱化に対する支援〔企業局〕**<br>企業活動に必要な工業用水を安定して供給し、地域の産業を支える重要なインフラである工業用水道は、供用開始から５０年以上を経過した施設もある。今後、施設の耐震化などの強靱化に多大な事業費を要することから、国の補助事業の十分な予算を確保するとともに、複数年度にわたる事業を補助事業の採択の対象とするなど、財政支援の充実・拡充を図ること。 | ・工業用水道事業費補助金 | 20<br>［R7 補］12 | 47 | |

# 国土交通省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| **Ⅰ　地方の社会資本の整備推進〔健康福祉部・土木部〕**<br>県民の安全・安心な暮らしを守り、地域振興を支えるため、必要な社会資本整備を進めることができるよう、予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に以下の事項について整備・施策の推進を図ること。<br>**１　国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進**<br>県内では、近年、大雨災害が頻発しており、いつ起こるか分からない能登半島地震のような地震災害等に備えるため、おおむね２０兆円強を事業規模とされた「第１次国土強靱化実施中期計画」を踏まえ、通常予算とは別枠で予算を確保すること。なお、予算の確保にあたっては、高騰が続く資材価格や労務費を適切に反映した規模とすること。あわせて、国の予算編成の転換により補正予算依存から脱却して当初予算に計上される事業については、地方負担が増えないよう、補正予算に準じた地方財政措置を講じるとともに、発注や施工時期の平準化が図られるよう、令和８年度を含めて必要な対策を実施すること。<br>また、地域の生活に欠かせない道路や下水道等の整備、住民の安全・安心を確保するための治水対策や土砂災害対策、道路斜面の落石対策、子どもの交通安全確保対策、地籍調査等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助事業などの予算の十分な確保と、交付金の重点配分対象や個別補助事業の採択要件の拡充等により柔軟な事業実施を可能とすることで、必要な事業が多く残された地方に予算を重点配分すること。 | ・土木公共[再掲]<br><br>うち<br>社会資本整備総合交付金<br>[再掲]<br>防災･安全交付金[再掲]<br><br>実施中期計画[再掲] | 52,950<br>[R7 補]20,873<br><br>4,597<br>[R7 補]510<br>8,529<br>[R7 補]3,849<br>－<br>[R7 補]12,576 | 76,761<br><br><br>6,811<br><br>11,293<br><br>事項要求 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| さらに、公共土木施設の老朽化対策に関して、県内では道路照明や道路案内標識の倒壊事案が相次いで発生しており、これらの道路附属物の点検・修繕を道路メンテナンス事業補助の対象とするなど、国庫補助における点検業務対象施設の追加や修繕工事における事業採択範囲の拡大等を行うとともに、必要な予算と新たな財源を確保すること。<br>下水道については、いわゆる「１０年概成」の終期となる令和８年度を迎えたが、概成が困難な自治体もあるため、十分な予算の確保を図るとともに、令和９年度以降も引き続き財政支援すること。<br>令和８年度末で失効する「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」については、国土の保全を図るために延長すること。 | | | | |
| **２　山陰道や境港出雲道路（８の字ルート）をはじめとする地方の道路整備の推進**<br>⑴　国の骨格を形成する高速道路は、経済・社会の発展に不可欠な社会基盤であり、全国の未整備区間の整備事業費を確保した上で、県内産業の投資拡大及び生産性向上に資する山陰道への予算の重点配分を行い、「益田～萩間」を含め、早期全線開通を図るとともに、事業中区間の開通見通しを公表すること。<br>特に、福光・浅利道路については、島根県内の主要都市を結ぶ高速道路ネットワークにおける唯一の未開通区間であることから、その開通効果は大きく、沿線での民間の計画的な設備投資を促すために、早期に開通見通しを公表すること。<br>⑵　暫定２車線区間における高速道路の安全性、信頼性向上のため、４車線化事業の推進（事業中区間の着実な推進及び優先整備区間のうち未事業化区間の早期事業化）を図るとともに、対面通行区間における長大橋、トンネル区間へのセンターパイプ等の効果検証を早急に進め、早期に有効な安全対策を推進すること。<br>また、安来スマートＩＣの整備促進及び高速道路の利用促進のための施策を講じること。 | ・道路整備費<br><br>うち<br>直轄事業費（改築その他）<br>補助事業費（高規格道路・IC等アクセス道路その他） | 21,265<br>［R7 補］4,530<br><br>10,109<br>2,546 | 31,356<br><br><br>16,041<br>4,921 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑶　国道９号出雲バイパスは朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が発生し、立地企業への通勤や物流、救急車などの緊急車両の通行に支障が生じていることから、全線の４車線化に向け、事業中区間の早期完成、未着手区間の早期事業化を図ること。<br>⑷　連続雨量による事前通行規制区間がある国道９号（益田市神田町～津和野町枕瀬間）や、大雨や大雪の防災要対策箇所が多くトンネルの老朽化が進む国道５４号（飯南町～松江市宍道町間）について、安全・安心な通行を確保するため、事業中区間の早期完成及び未着手区間の早期事業化を図ること。<br>⑸　中海・宍道湖圏域を結ぶ「８の字ルート」の一部を形成する境港出雲道路は、東西方向における交通課題の解消や空港・港湾アクセス強化など、圏域の持続的発展に必要な道路であり、災害に強い国土幹線道路ネットワーク機能を確保するためにミッシングリンク解消が必要な高規格道路でもあるため、本県や関係自治体と連携し、優先区間における概略ルート・構造など、計画の具体化に向けた検討を進めるとともに、未着手区間について国の直轄事業として早期事業化を図ること。<br>⑹　高規格道路 境港出雲道路の一部となる国道４３１号 松江北道路は、松江市街地の渋滞緩和や災害時の迂回路確保に欠くことができない道路であり、早期完成を図るため、今年度から本格化している工事に必要な予算を確保すること。<br>**３　江の川下流治水事業の推進**<br>平成３０年７月、令和２年７月豪雨に続き、令和３年８月の大雨でも氾濫が発生し、わずか３年余りの間に３度の大規模な浸水被害を受けたことから、沿川の住民が安心して住める地域となるよう、「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」に基づき事業を推進し、流域治水による対策を加速化させること。 | ・治水事業費 | 8,648<br>［R7 補］3,461 | 12,040 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑴　緊急対策特定区間として重点的に実施するとされた地区については、必要な予算を十分に確保し、一日も早く対策を完了させること。<br>　また、その他の地区においても、地元同意・調整が図られた地区については、早急に事業着手し、対策を進めること。<br>⑵　直轄事業と連携し一体的かつ早急な整備が必要な矢谷川をはじめ、県が管理する江の川支川の整備に必要な予算を配分すること。<br>⑶　防災集団移転促進事業については、地域の合意形成を経て策定された計画により事業が進むよう、十分な予算を確保し、必要な予算を配分すること。<br>⑷　内水被害が多く発生していることから、県及び沿川市町と連携し、排水ポンプ車の効果的な運用や、デジタル技術の活用による樋門操作の省力化（無動力化、遠隔化、自動化）を図るなど、内水対策への支援の取組を強化すること。<br>**４　斐伊川・神戸川治水事業の推進**<br>　斐伊川・神戸川治水事業においては、上流、中流、下流の流域全体で治水機能を分担する斐伊川治水３点セットの総仕上げとして、下流の大橋川改修や中海・宍道湖湖岸堤整備等を推進し、早期完成を図ること。<br>⑴　気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に備え、斐伊川・神戸川治水事業を計画的に進めるため、予算を十分確保すること。<br>⑵　沿川住民の安全・安心を確保するため、大橋川の狭窄部拡幅や堤防整備、中海湖岸堤の整備を加速化すること。また、斐伊川河口部の計画的な河道掘削を確実に実施すること。 | ・治水事業費[再掲] | 8,648<br>[R7 補]3,461 | 12,040 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **５　近年の気候変動により激甚化・頻発化する自然災害に備えた治水対策及び土砂災害対策の推進**<br>令和２年７月豪雨、令和３年７月及び８月の大雨により県全体で甚大な被害を受け、その後も県東部市街地では、令和５年７月、令和６年７月とたて続けに家屋浸水被害が発生しており、近年の気候変動により激甚化・頻発化する自然災害から人命・財産を守り、安全で安心して生活できる地域づくりを実現するため、以下の事業を計画的に進められるよう、予算を十分確保すること。また、大規模自然災害に迅速かつ的確に対処するために、地方整備局の人員・装備を強化すること。<br>⑴　大規模特定河川事業、事業間連携河川事業、事業間連携砂防等事業及びまちづくり連携砂防等事業について、計画的・集中的に事業を推進するため、必要な予算を配分すること。<br>⑵　ダム事業については、流域住民の安全・安心の早期確保に向けて、矢原川ダムの建設を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。<br>⑶　砂防事業及び急傾斜事業について、対策施設の整備を推進するため、保全人家戸数やがけの高さ等の採択基準を緩和すること。 | ・治水事業費[再掲]<br>・防災・安全交付金[再掲] | 8,648<br>[R7 補]3,461<br>8,529<br>[R7 補]3,849 | 12,040<br>11,293 | |
| **６　浜田港の機能強化**<br>日本海側拠点港である浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、以下の事項について事業の推進を図ること。<br>⑴　荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の整備を推進すること。<br>⑵　福井地区において、見込まれる船舶の大型化へ向けた港湾機能の強化を推進すること。<br>⑶　臨港道路「福井・長浜線」の整備が着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。<br>⑷　令和７年４月に公表した浜田港港湾脱炭素化推進計画の実現に向け、継続して財政的支援及び技術的助言を行うこと。 | ・港湾整備事業費 | 2,466<br>[R7 補]806 | 3,563 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **７　県内３空港の安全で安定的な運航の確保**<br>県内３空港の老朽化対策及び滑走路端安全区域の整備を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。 | ・空港整備事業費 | 421<br>[R7 補]1 | 399 | |
| **８　上下水道の広域化・強靭化に対する財政支援**<br>上下水道の基盤強化に向け、より一層の財政支援の充実を図ること。<br>⑴　重要なライフラインである上下水道の災害・事故に対する安全度を向上させるため、老朽化した上下水道施設の更新や耐震化を進めるための財政支援の充実・拡充を図ること。<br>⑵　水道事業の多様な手法による広域化を推進するため、経営広域化（事業統合及び経営の一体化）だけでなく、経営広域化を伴わない広域連携の取組（浄水場の共同利用、システムの共同利用等）についても、国庫補助の対象とすること。また、経営広域化に向けた専門的な検討や計画策定に対する財政支援・人的支援の拡充を図ること。<br>⑶　下水道事業の基盤強化のため、広域化・共同化、水の官民連携の推進に対する財政支援の充実を図ること。 | ・上下水道事業費 | 1,602<br>[R7 補]217 | 2,025 | |
| **９　国民スポーツ大会等の開催に向けた都市公園施設の整備の推進**<br>令和１２年度に本県で開催予定の「第８４回国民スポーツ大会・第２９回全国障害者スポーツ大会（島根かみあり国スポ・全スポ）」に向けて、今年度から県及び市町が管理する都市公園の施設整備が本格化しているため、資材価格の高騰等を踏まえた予算総額を確保すること。<br>また、リハーサル大会開催前の令和１０年度までに施設整備の完了が必要となるため、補正予算を含めた予算の配分をすること。 | ・社会資本整備総合交付金<br>［再掲］<br>・防災･安全交付金[再掲] | 4,597<br><br>8,529 | 6,811<br><br>11,293 | |
| **Ⅱ　地方交通への支援〔地域振興部〕**<br>**１　羽田空港発着枠の地方航空路線への特別な配慮**<br>人口減少が進む地方において、産業振興や定住促進などによる地域社会の維持、活性化を図るためには、羽田空港と地方空港を結ぶ航空路線の充実が必要であり、「羽田発着枠政策コンテスト」の制度を継続すること。 | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| また、その評価においては、代替高速交通機関が未整備である地域に対して特別な配慮をすること。<br>**２　地方航空路線の維持・拡充**<br>地方の活性化を図るため、地域が取り組む地方航空路線の維持・拡充対策に対して、新たな支援制度を創設すること。<br>あわせて、地方航空路線の休止・減便等は、地方経済に大きな影響を及ぼすことから、航空会社から国への届出前に、自治体と航空会社が十分に協議できるよう、事前協議制度を設けること。<br>また、羽田空港の混雑により、航空機の離発着が遅延するため、出雲縁結び空港の運用時間を超える運用が生じている。出雲縁結び空港における安定的な運航の維持を図るため、この原因を早期に究明し、必要な対応を講じること。 | | | | |
| **３　離島航路の維持**<br>⑴　将来にわたって持続可能な離島航路の確保を図るため、航路の維持・改善に係る支援制度を拡充すること。<br>⑵　近年、船員不足による減便など、安定的な運航に支障が生じていることから、船員不足解消に向けた支援措置を講じること。 | ・地域公共交通確保維持改善事業[再掲] | 206<br>（上記の内数）<br>[R7 補]352<br>（上記の内数） | 765<br>（上記の内数） | |
| **４　地域公共交通の確保**<br>鉄道、バス、離島航路など、地域住民の日常生活を支える地域公共交通を確保するための支援を拡充強化すること。<br>県内のバス路線では、乗務員不足を理由とした路線の廃止や減便が生じていることから、国の補助制度について政策的な単価の引上げなど交通事業者による人材確保や処遇改善につながる見直しを行うとともに、公共交通の担い手確保に対する支援を継続・充実すること。 | ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 | 45<br>（上記の内数）<br>[R7 補]50<br>（上記の内数） | 199<br>（上記の内数） | |
| | ・地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金） | 4,597<br>（上記の内数）<br>[R7 補]510<br>（上記の内数） | 6,811<br>（上記の内数） | |
| | ・旅客自動車運送事業における人材確保支援事業 | ―<br>[R7 補]56 | 58 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **５　高速鉄道網の整備促進**<br>整備新幹線の今後の整備の進捗なども踏まえ、高速鉄道網の整備に向けて、法定調査を実施するなど具体的な取組を加速するとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担の在り方を見直すこと。<br>**６　ＪＲ地方路線の維持**<br>鉄道事業者側の意向のみによって安易に地方路線の見直しがなされるべきではないことから、再構築協議会制度については、「廃止ありき」の協議とならないよう、国が沿線地域と鉄道事業者との間に立って、中立的な立場で責任を持って関与するとともに、協議会の設置や運営にあたっては地域の実情に十分に配慮すること。<br>また、地域公共交通再構築事業など、ＪＲの地方路線を維持するための支援について、拡充強化を図ること。 | | | | |
| **Ⅲ　地域の実情に応じた支援策の推進〔地域振興部〕**<br>「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。<br>国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。 | +過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業[再掲]<br>+農山漁村振興交付金[再掲] | 4<br>70<br>[R7 補]29 | 4<br>100 | |
| **Ⅳ　離島振興法に基づく支援制度の拡充〔地域振興部〕**<br>離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算の確保を図ること。<br>特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大など、制度を拡充強化すること。 | ・離島活性化交付金[再掲]<br>・離島広域活性化事業（社会資本整備総合補助金）[再掲] | 10<br>[R7 補]2<br>4,597<br>（上記の内数） | 15<br>6,811<br>（上記の内数） | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅴ　海上監視体制の充実強化〔防災部・農林水産部〕**<br>1　我が国の排他的経済水域内等における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実・強化を図ること。<br>2　離島や長い海岸線を有する島根県において、県民が安心して暮らすことができるよう、以下のとおり海上監視体制の充実を図ること。<br>⑴　隠岐海上保安署において、国境離島という地理的状況を考慮し、体制の充実・強化を図ること。<br>⑵　浜田海上保安部において、巡視船の増強等の機能強化を図ること。 | ― | | | |
| **Ⅵ　災害に対する監視・観測体制の強化〔防災部〕**<br>1　火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。<br>2　津波災害において、迅速に被害状況を把握し、的確な救助活動を行えるよう、検潮所の増設を図ること。 | ・大規模地震災害・火山災害に備えた監視体制の確保[再掲] | ―<br>[R7 補]90 | 53 | |
| **Ⅶ　湖沼環境保全施策の推進〔環境生活部・農林水産部・土木部〕**<br>1　宍道湖、中海の水質汚濁メカニズムの解明を進め、水質保全に資する対策を積極的に推進すること。<br>2　宍道湖、中海における水草等の繁茂拡大やアオコの大発生について、原因究明及び発生抑制のために必要な調査等を行うこと。<br>3　宍道湖において繁茂拡大し、船舶の航行障害や腐敗に伴う悪臭発生などにより生活環境に悪影響を及ぼす水草等について、迅速な刈取り・回収や予防的な対策を実施すること。 | ― | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅷ　地方の国際観光の振興〔商工労働部〕**<br>観光立国推進基本計画に示された観光の持続的な発展と地方誘客促進に向け、宿泊施設・観光施設等の整備促進や、観光コンテンツの高付加価値化、観光ＤＸの推進について、自治体が行う取組への支援を行うこと。<br>また、国際観光旅客税については、ＤＭＯの機能強化への取組を含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により自治体に配分すること。 | ・持続可能な観光地域づくり等<br>うち国際観光旅客税財源充当額 | 1,383<br>1,300<br>[R7 補]225 | 1,900<br>1,800 | |
| **Ⅸ　地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築〔農林水産部・商工労働部〕**<br>２０２４年４月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、首都圏など大都市圏から遠距離にある、島根県をはじめとした地方にあっては、物流能力が著しく低下するとともに、荷主である中小企業等にとって、輸送コストの増加や輸送日数の長期化による生鮮品の鮮度劣化等により、競争力が低下し、地域経済への影響が懸念される。<br>また、持続可能な物流を構築するため、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化、カーボンニュートラルの推進やモーダルシフトの推進なども重要である。<br>ついては、地方の中小企業等が取り残されることがないよう、鉄道輸送網や海上輸送網の強化も含め、地方における産業競争力の維持・向上に結びつく物流対策を実施すること。 | +強い農業づくり総合支援交付金[再掲]<br>+持続可能な食品等流通総合対策事業[再掲]<br>・次期「総合物流施策大綱」の策定を見据えた物流革新の集中改革の推進[再掲] | 120<br>4<br>[R7 補]20<br>26<br>[R7 補]71 | 138<br>24<br>209 | |

# 環境省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| **Ⅰ　海岸漂着物対策の推進〔環境生活部〕**<br>１　海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するための必要な事業費の確保や地方負担の軽減など、国における財政措置の充実を図ること。<br>２　対岸諸国に由来する海岸漂着物について、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策の実施を強く要請すること。 | ・海洋ごみに係る削減方策検討・海岸地域対策推進事業 | 6<br>[R7 補]38 | 53 | |
| **Ⅱ　隠岐ユネスコ世界ジオパークへの支援〔環境生活部〕**<br>隠岐ユネスコ世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、受入環境の整備を行うため、自然環境整備交付金の所要額を確保すること。 | ・自然公園等事業費<br>うち自然環境整備交付金 | 72<br>[R7 補]45<br>19 | 146<br>36 | |
| **Ⅲ　「国立公園満喫プロジェクト」に選定された大山隠岐国立公園への支援〔環境生活部〕**<br>国立公園満喫プロジェクトに選定された大山隠岐国立公園の取組に対して、引き続き支援を行うこと。<br>１　地域が魅力ある受入環境整備を図れるように、自然環境整備交付金の所要額の確保を行うこと。<br>２　国立公園の保護と利用の好循環により地域の活性化が一層進むよう、国において民間事業者等への支援の拡充や、国内外向け情報発信の強化などに取り組むこと。 | ・国立公園満喫プロジェクト推進事業<br>・自然公園等事業費[再掲]<br>うち自然環境整備交付金[再掲] | 13<br>[R7 補]2<br>72<br>[R7 補]45<br>19 | 19<br>146<br>36 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅳ　湖沼環境保全施策の推進〔環境生活部・農林水産部・土木部〕**<br>1　宍道湖、中海の水質汚濁メカニズムの解明を進めること。<br>2　宍道湖、中海における水草等の繁茂拡大やアオコの大発生について、原因究明及び発生抑制のために必要な調査等を行うこと。 | － | | | |
| **Ⅴ　再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進〔環境生活部〕**<br>1　各地域において脱炭素社会が実現するよう、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー推進に向けた支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。<br>2　風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地域住民の理解を得ないまま設置が進むことがないよう法整備を図るとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。 | ・地域脱炭素の推進のための交付金<br><br>・地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化 | 270<br>[R7 補]335<br><br>20<br>[R7 補]20 | 810<br><br>61 | |
| **Ⅵ　公共関与産業廃棄物最終処分場の整備〔環境生活部〕**<br>公共関与産業廃棄物最終処分場の整備に係る廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金について、複数年にわたる計画のとおりに施設整備できるよう、所要額を確保すること。 | ・課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業 | 5<br>[R7 補]25<br>（上記の内数） | 30<br>（上記の内数） | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅶ　原子力発電所の安全対策の強化等【原子力規制委員会】**<br>**〔防災部・健康福祉部・警察本部〕**<br>**１　原子力安全対策**<br>⑴　福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。<br>⑵　常に最新の知見を規制基準に反映し、厳格に審査・検査を行うなど、引き続き原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すること。<br>⑶　中部電力浜岡原子力発電所の基準地震動策定における不正行為と同様な不正を確知し得る審査方法の改善や、不正が判明した場合の不許可処分等の厳しい処分の制度化を行うこと。<br>⑷　島根原子力発電所の安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応についても、厳格に確認を行うこと。<br>⑸　島根原子力発電所に係る審査・検査等の状況については、必要に応じて立地・周辺自治体等にわかりやすく説明を行うこと。<br>⑹　島根原子力発電所２号機について、安全確保に関わる日常的な活動の監視も含め、原子力規制検査等を厳格に行うこと。<br>⑺　島根原子力発電所３号機について、福島第一原子力発電所事故を踏まえて制定された新規制基準への適合性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。<br>⑻　島根原子力発電所１号機の廃止措置について、使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行うこと。<br>**２　原子力防災対策**<br>⑴　避難計画については、訓練等を通じて継続的に確認や改善を進めることが必要であり、国として、必要な支援・協力を行うこと。 | +原子力発電施設等緊急時安全対策交付金[再掲]<br>+原子力災害対策事業費補助金[再掲]<br>・放射線監視等交付金[再掲] | 100<br>[R7 補]22<br>－<br>[R7 補]35<br>56<br>[R7 補]30 | 143<br>＋事項要求<br>事項要求<br><br>122 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑵　原子力災害対策指針の改正等により、屋内退避中にも一時的な外出は可能とされ、その具体例も示されたが、それらの内容について住民等への周知を図るとともに、屋内退避中の住民の生活を支える民間事業者の理解促進に、関係府省庁と連携して取り組むこと。<br>⑶　県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと。<br>⑷　自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。 | | | | |

# 防衛省関係

| 提案・要望事項 | 国予算等の状況（単位：億円） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 事項 | R8 当初予算等 | R9 概算要求 | R9 予算案等 |
| **Ⅰ　地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等〔防災部〕**<br>**１　関係機関への中止の要請等**<br>住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。<br>**２　国による実態把握**<br>⑴　飛行訓練に伴う住民からの苦情が多い地域に騒音測定器を設置するなど、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。<br>⑵　実態把握のため、関係自治体がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。<br>**３　住民負担の軽減等**<br>⑴　現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、調査によって得られた客観的なデータ、住民からの苦情や関係自治体からの要請などを米国側に具体的に伝え、訓練内容について改善を求めること。<br>⑵　改善を求めた事項に対する米国側の対応などについて、政府の認識とともに、住民や関係自治体に対して説明すること。<br>⑶　飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、住民の騒音被害による負担を軽減するため、学校等の防音対策に必要な財政措置など、訓練空域の実態に応じた具体的な措置を速やかに講じること。<br>**４　飛行訓練に係る情報開示**<br>住民の不安を軽減するため、訓練予定日や訓練内容について、住民や関係自治体に事前に情報を提供すること。<br>**５　国と地方の協議**<br>米軍機の飛行訓練による諸問題について、引き続き、国、県及び関係市町で協議する場を設けること。 | ・基地周辺対策経費[再掲] | 1,606 | 1,718<br>＋事項要求 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **6　陸地上空での空中給油の中止**<br>　空中給油について、過去に事故も発生しており、県民の安全・安心を脅かすことから、陸地の上空では行わないよう米軍関係当局に強く対応を求めること。 | | | | |
| **Ⅱ　自衛隊輸送機の安全運航及び基地周辺対策の充実強化〔防災部〕**<br>1　美保基地における自衛隊航空機について、整備点検の徹底及び安全運航に万全を期すること。<br>　また、住民の安全に関わる事案等が発生した場合には、速やかに情報提供を行うとともに、地元への丁寧な説明を行うこと。<br>2　飛行の運用にあたっては、騒音に係る対策や夜間飛行訓練を極力避けるなど、地域住民の生活に支障が生じないよう配慮し、変更等が生じる場合は、速やかな情報提供と協議を行うこと。<br>3　低空での飛行経路に位置する地元自治体については、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を充実・強化すること。 | ・基地周辺対策経費[再掲] | 1,606 | 1,718<br>＋事項要求 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| **Ⅲ　原子力発電所に対する武力攻撃等に備えた県内における自衛隊配備体制の充実**<br>**〔防災部〕**<br>　島根県は、日本海を隔てて北朝鮮と隣接し、我が国の領海や排他的経済水域の保全等において重要な役割を担う離島や長い海岸線を有する地理的状況にあり、さらに、原子力発電所が立地している。<br>　こうした島根県の事情を考慮し、近隣諸国による海洋進出や北朝鮮の相次ぐミサイル発射、ロシアのウクライナ侵攻など日本の安全保障環境が厳しさを増していることから、万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合などに、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すること。<br>　また、県内において、出雲駐屯地の施設整備等の着実な推進をはじめ自衛隊の配備体制の充実を図るとともに、日本海側の警戒態勢の強化に向けた自衛隊艦船の浜田港など県内への寄港回数を増加させること。 | － | | | |